

平成27年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成27年9月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	2番	村上	寿之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡	洋二君
	7番	橋本	良一君
	8番	石田	安夫君
	9番	蛭澤	幸一君
	11番	飯田	正憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松	俊雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原	瑞子君
	16番	横倉	きん君
	17番	大貫	千尋君
	18番	大関	久義君
	19番	市村	博之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎	勝三君

欠席議員

1番 田村泰之君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	久須美忍君
教	育	長 今泉寛君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	友水邦彦君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君
監査委員事務局長	中村一男君
都市計画課長	青木理重君
都市計画課長補佐	持丸公伸君
市民活動課長	岡野洋子君
市民活動課長補佐	橋本祐一君
学務課長	小田野恭子君
指導室長	金澤彰君
学務課長補佐	堀越信一君
健康増進課長	下条かをる君
高齢福祉課長	鷹松丈人君
高齢福祉課副参事	長谷川康子君
高齢福祉課長補佐	堀内信彦君
企画政策課長	後藤弘樹君
企画政策課長補佐	石川幸子君
財政課長	石井克佳君
契約検査室長	赤上信君
農政課長	金木雄治君
農政課長補佐	田代泰英君
農政企画室長	柳原克之君
企業誘致推進室長	久野穰君
まちづくり推進課長	友部邦男君

まちづくり推進課長補佐	菅 井 敏 幸 君
商 工 観 光 課 長	鈴 木 武 君
商工観光課長補佐	川 又 信 彦 君
環 境 保 全 課 長	石 川 耕 二 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	滝 田 憲 二 君
管 理 課 長	横 手 誠 君
管 理 課 長 補 佐	小 松 哲 治 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	池 田 昌 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	重 藤 洋 一 君
子 ど も 福 祉 課 長	渡 部 明 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	中 庭 聡 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

平成27年9月15日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は田村泰

之君でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程につきましてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番橋本良一君、8番石田安夫君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を続けます。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めていただきたいと思います。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

○15番（萩原瑞子君） 15番政研会の萩原瑞子でございます。先の台風18号による水害によって尊い命をなくされた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害に遭われた方々には心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。質問は一問一答方式で、2項目について行いますので、よろしく願いいたします。

一つ目の項目といたしましては芸術の森公園の整備についてです。その中でもあそびの

杜の整備・拡張についてお伺いいたします。

芸術の森公園内にあるあそびの杜は一年を通して利用者は多く、特に休日は家族連れで大変なにぎわいをしております。開園から10年がたちました。利用者のニーズに沿った設備の充実を図り、よりよい環境づくりのため、整備、拡張をしていただきたいとの思いで質問をいたします。私は平成24年第3回定例会においてこの質問をいたしております。そのときの答弁を踏まえまして、その後の状況をお聞きし、更に要望してまいります。

一つとして、あそびの杜についてはアンケート調査をすることでしたが、調査をしていただきましたでしょうか。どのような内容で行っていただいたかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） あそびの杜のアンケート調査のご質問でございますけれども、平成25年8月に1カ月間来園者を中心に、直接回答していただく方法で実施したところでございます。

内容といたしましては、性別、年代、利用頻度、よく利用する遊具、満足度、あったらいいなと思う遊具などの調査でございます。回答者数は194名であり、非常に満足とやや満足を合せますと95.86%という高い数字を得ているところでございます。

また、今年度につきましては、7月から8月の2カ月間、芸術の森公園の開園時間を夕方6時まで1時間試行的に延長いたしまして、その際にもアンケートを行い、自由意見としてあそびの杜に関する意見を寄せられております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それぞれアンケートをしていただいたようですけれども、そのアンケートから把握できたものはありますか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） アンケートから把握できたものにつきましては、8月という暑い時期の調査であったため、日陰がほしい、また、急な雨や日差しを避けるための屋根やベンチをふやしてほしい、また、水場がほしいなどの意見が多く寄せられたところであります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。アンケートの調査をした結果では、大体回答者の95%の方が満足しているというようなことですね。8月の調査では、日陰がほしいとか、屋根がほしい、ベンチがほしい、水場がほしいなどの要望が出たようです。

私も私なりにアンケートをつくりまして、あそびの杜の子どもたちを見ながら保護者の方々にお話を伺ってまいりました。夏休みの猛暑の中にもかかわらず、たくさんの来園者が来ていたことには私も驚いてしまいました。夏休み期間とあって、遠方からインターネットを見て来られた方や、里帰り中におじいちゃん、おばあちゃんに案内されて来た方が多くおりました。

私のアンケートからも、先ほど部長のご答弁にありました内容と同じ回答をいただきました。そのほかには、高学年の遊具がほしい、猛暑の夏休み、やはり先ほどありましたけれども、水遊びをさせたいというような回答がありました。そのほかには、道路案内板はあるが、駐車場までの案内板がほしいなどという意見もありました。やはり夏休み期間中、それと県外から来ている方が大勢おりましたので、笠間に来る途中に芸術の森公園を目指して来たそうです。けれども、芸術の森公園に来るのに駐車場の案内がなくて、その周りをウロウロ走ってしまったというようなことも聞かされました。

また、施設内に遊びに来ておきまして、公園内の案内板がちゃんとあるんです。私も確認しているんですけども、案内板はあるんですけども、それが来ている方たちは気がつかないというか、案内板のある場所をもう少し考えた方がいいのではないかなというようなことを感じました。

夏休み前のアンケートも私はしてみましたので、そのときはやはり地元の方とか近隣の方が多く、要望は先に述べたような内容でしたけれども、ここを多く利用している方は、冬場の地面がぬかるみ、滑るし、靴が汚れて滑り台に乗るのに困るなどの要望もいただきました。

これらの要望に対しまして今後市はどんな対応をしていくのかお伺いいたします。一つとして、日陰とかベンチの増設についてはいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 日陰、ベンチの増設のご質問でございますけれども、ベンチの増設につきましては、あそびの杜には既に屋根をつけたベンチを設置しているところでございます。今後増設する場合には、子どもたちの遊びの邪魔にならないところを把握いたしまして、設置していきたいと考えております。

日陰につきましては、今後県と現地の調査などをしまして協議を進めてまいりたいと考えております。また、子どもたちの熱中症などの予防として、ミストシャワーなどの設置につきましても検討している状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。ベンチ、確かに屋根がついていますよね。増設するにはあそこの限られた場所にあると、私も見てみたんですけども、増設する場所というのがなかなか難しいんじゃないかなということも、やっぱりそう思って見てまいりました。ですけれども、私が行ったときにもやはり座る場所がないということで、たくさん立ちながら見ていましたので、どこかベンチをつくれる場所を考えていただきたいなと思います。

あと、日陰ですけれども、中央に大きな木があるんです。でもあの木陰は青々と繁ってはいるんですけども、とにかく夏場ですので太陽が真上に来ているので日陰の役割をしてないんです。あれがもったいないという感じがしましたけれども、やはりこっそりしたい

にまだ猛暑が続くかもしれませんので、日陰とかベンチというものを考えていただければと思います。

次に、今答弁の中にもありましたけれども、水遊びの場、これは遠くからインターネットを見て来られた方が言っていましたが、公園の中の施設の案内がインターネットで検索できるんですけども、その中に水辺の広場でしたか、そういう名称で案内がされております。それを見ると親御さんたちはそこで子どもを遊ばせられるんじゃないかなという思いで来られる方が多いんです。ですけども、残念ながら、あそこは子どもたちの水遊びの場にはなっておりませんので、親心とすれば、ことしみたいな暑いときには水遊びをさせてあげたいというのは、これはだれも思うところだと思いますので、公園内の敷地がまだまだ余っておりますし、まだ開発されてない部分が多いので、そのような場所に水遊びの場をつくっていただければと思います。

あとは、高学年の遊具がほしいというのは、これもよくわかるです。子どもさんを父兄の方が3・4年生の子、そしてまた幼稚園の子、高学年の子を連れてきたときに、3・4年生ぐらいまでは今の遊具で満足できると思うんですけども、5・6年生になるとちょっともの足りないんです。高学年の遊ぶ遊具は今のところ大きな滑り台ですか、あれは本当に大人でも楽しんで遊べる場所だと思うんですけども、高学年の子どもたちが遊べるようなアスレチックみたいなのがあればいいねというような意見をいただきましたので、そういうのも考えていただきたいと思います。水遊びと高学年の遊具について、これから公園の敷地内の整備についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 水遊びの施設につきましては、あそびの杜の全体計画におきまして位置づけされております。要望の多い施設であることから、今後管理者であります茨城県と協議を進めてまいりたいと思います。

また、高学年の遊具につきましては、現在公園整備の計画性やあそびの杜にふさわしい年間を通して遊べる遊具について協議しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 次に、3番といたしましては、道路案内板に駐車場の案内、公園内の案内板の設置場所、施設から施設までの距離の記入がほしいと言うんです。これはどういうことかといいますと、あそびの杜で子どもたちと遊んでいるときに、ある程度遊ぶと飽きてしまうらしいんです。そのときに公園の中にいろいろな施設がありますね、工芸の丘さんとか、あそこでは笠間焼も手作業でできるとか、あとは陶芸美術館もありますので、そういったところにも行きたいと。けれども、そこまでの感覚がよくわからないと言うんです。距離が書いてあれば、ベビーカーを押して行けるか、また、距離が遠ければ車を移動して別な駐車場に行くとか、そういうこともしたいので、ぜひ案内板の中に施設から施設までの距離なども入れていただければ、公園全体で楽しんでいけるんじゃない

かなという意見もいただきました。ああ、なるほど、そうだなあ。あそびの杜に来てそれだけで帰るよりも、あれだけ立派な陶芸美術館があるんだから、ああいうところではいろいろなものを見てもらったり、また、工芸の丘で笠間焼の体験などもしていただければ、もっと楽しんでいただけるんじゃないかなと私も思いますので、公園内にある案内板には距離なども書いてあげたら優しいんじゃないかなと思いますけれども、そういったことに対してはいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの質問の道路案内板、また、公園内の案内板についてのご質問でございますけれども、まず道路案内板につきましては、現在国道50号線と市道才木友部線の交差点付近にあそびの杜の案内板が設置されている状況でございます。また、国道355号線とギャラリーロードの交差点付近に芸術の森公園の案内板が設置しております。そのほか、市道沿いにはあそびの杜への案内板の補助看板を設置しているところでございます。

公園内の案内板のご質問でございますけれども、来園者の利便性を向上させるために今後も検討、協議してまいりたいと思います。現在地から施設までの距離を表示したような地図を載せたようなイラスト的な表示ができる案内板を検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。私なんかもそうなんですけれども、ほかの地域の観光のところに行きますときに、その場に夢中で行ってしまって、途中の駐車場の案内とか、そこまでの案内板なんていうのを見逃していくようなときがありますよね。だけど地元の人には当然そこにあるものだと思って来ますから感じないんですけれども、私たちが知らない土地へ行くと、やはり道路標識などをめがけて行きますので、そういうところでいくら置いておいても見ないときは見ないんです。だからこれに関しては本当に難しいなという私も思いがありますけれども、やはりほかから来る方をお迎えするためには案内板というのはこまめに置いておく必要があるのではないかなと思います。

次に、冬場の地面のぬかるみなんですけれども、私もよく子どもの杜には行きますけれども、本当に冬場がとてもぬかるんでおります。特に滑り台から下りてきて上に戻るときなんかは本当にぬかるみなんです。だからあそこに人工芝とか、何かそれらしい対応策があった方がいいんじゃないかなという思いを改めてここを利用している方の意見で私もわかったわけなんですけれども、冬場のあそこの地面のぬかるみに対してはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいま議員ご指摘いただきました冬場におけるぬかるみでございますけれども、あそびの杜の遊具周りにつきましては土になっており、ぬかる

みができている状況であり、また、遊びづらいつのことでございます。全てが芝生や人工芝などにすることは難しいことですが、遊具間のぬかるみへの保護策につきましては検討または協議を進めて検討してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今後の取り組みと課題は何だと思われませんか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 今後の取り組みと課題についてのご質問でございますが、笠間芸術の森公園は平成26年度の年間来園者は89万人、あそびの杜の利用者は11万人に達しておりまして、地域産業や観光振興に大きな役割を果たしていると認識しております。

また、当公園の市のランドマークとして役割は大きく、情報発信や魅力の向上が求められているところであります。

市におきましては、あそびの杜利用者にさらなるにぎわいと憩いの空間の場を提供するため、整備要請書を平成26年の5月に茨城県へ提出したところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。やはりあそこの所有は県ですので、笠間市は管理を任されているわけなので、県の意見というか、県の予算というのが大きな課題になっておりますけれども、県との連携はどのようにされていきますか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 県との連携でございますけれども、整備要望時、今後継続的に協議いたしまして、整備内容は「あそびの杜2期計画」として検討することとなりました。公園管理者である茨城県、公園街路課及び整備を担当いたします水戸土木事務所と平成26年6月からこれまで、遊具の視察を含めまして、計5回の協議を実施しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 県と何回かの協議を重ねているということですので、これは早期整備が可能かなと思いますけれども、早期整備についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 整備の時期につきましては、今後あそびの杜における施設の増設など、具体的な整備に向けた検討の協議を進め、あわせて早期の整備を要望してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） あそびの杜は開園が今10年を過ぎます。遊具を初め、環境を見直し、子育て支援からも子どもたちが安全に遊べるよう茨城県に対し、よりよい強い態度で申し入れをしていただきたいと思います。早期の整備を要望していくの今ご答弁を信

じまして、芸術の森公園の整備については以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

それでは、二つ目の項目といたしまして、国際交流・多文化共生事業についてお伺いいたします。その中でも在住外国人の住みやすい生活環境整備についてお伺いいたします。

笠間市は国際交流員の配属に当たり、国際交流・多文化共生事業を推進しております。英語教育を重視し、未来を担う子どもたちが将来世界に羽ばたき、国際交流ができるよう取り組みを始まりました。その一つとして、市報、新聞でも紹介されました国際交流員のジョーダン・マイケルさんです。マイケルさんの職務は国際交流活動に従事しながら、市立保育園・幼稚園で英語に触れる機会をふやし、遊びを通して英語教育をしていくとのことです。

また、多文化共生事業の中に在住外国人の住みやすい生活環境の整備が挙げてあります。今後少子高齢化が進み、外国人の雇用は大切な労働力になっていくものと思われれます。在住外国人が安心安全な生活ができるよう環境整備は大切との思いから、対応についてお伺いいたします。

一つ目といたしまして、市内に在住している外国人は何人いらっしゃいますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 15番萩原議員のご質問にお答えいたします。

市内に在住している外国人の人数についてのご質問でございますが、8月末の住民基本台帳人口は7万8,175人となっております、そのうち585人が外国人です。なお、住民登録されている市民に対する割合につきましては0.7%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 585人の外国人がいらっしゃるんですね。私の想像よりは随分いるなという感じを受けました。市町村の中で585人の外国人というのは少ない方か多い方か、そういうことは調べてないですか。はい、では結構です。どうなんでしょうかね、茨城県内においては。

次の質問にまいります。当然、住民登録をすと思いますが、その手続はどのようなふうになっておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどの上位何番目という、外国人多いか少ないかの部分なんですけれども、県内では28番目になります。

それから外国人が登録するのに必要な手続についてということでございますけれども、海外からの転入者の場合は入国管理局が発行する在留カードとパスポート、国内から転入の場合は在留カードと転出証明が必要となりまして転入届けをしていただくこととなります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 登録されている方々の単身世帯とか家族世帯とかという割合などもわかるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 外国人世帯の割合につきましては抽出できるデータがございませんので、把握してございません。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） わかりました。先ほど585名の外国人がいらっしゃるということですが、どういった国の方が多いのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） どこの国から来ていますかのご質問でございますが、8月末現在で笠間市に外国人として登録されている方の出身国は、北米大陸のアメリカ、カナダ、南米大陸のブラジル、ペルー、アジア圏の中国、インドネシア、ヨーロッパ圏のドイツ、スペイン、アフリカ大陸のエチオピア、ウガンダなど32カ国となります。

なお、登録人数の多い順に5カ国を紹介しますと、中国、フィリピン、インドネシア、ブラジル、韓国の順になります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 本当に世界いろいろな国から来ているということもまた改めて知りました。

3番目に入ります。英語は広く世界で使われておりますけれども、笠間市でも英語教育に力を入れております。こういった外国人585名が来ていらっしゃいますけれども、その方たちというのは英語でのお話というのはできるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 在住外国人の方で英語を使えない方がいますかのご質問でございますが、笠間市には先ほど申しましたように、32の国から585人の方が住民登録されており、スペイン語やポルトガル語、ドイツ語、フランス語、韓国語、中国語、タガログ語、タイ語など、さまざまな言語の方がいますので、英語が話せない方もいると思われれます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それでは、市報、週報などで、日本語のできない方への対応はどのようにされていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 現在のところ、市報、週報での外国語での対応はしておりませんが、市のホームページで自動翻訳システムを活用しまして、画像など一部を除きまして89言語に変換し、日本語のできない方への対応をしております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 市報が85カ国語の言語で見ることができるといふことにはびっくりしましたけれども、初めて私も知りました。勉強不足でしたけれども、こういったいろいろな言語で使われているようなことをどういった形で広報しておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） やはり今説明しましたホームページ以外でないとなかなか外国語で情報を入手できるのは難しいかなとは思いますが、ホームページ等でお知らせしております。

また、そのほか笠間市にあります一般財団法人笠間市国際交流協会などでもそういった情報を提供していただいております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 日本語ができない方が窓口相談に来た場合、市はどのような対応をされていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 外国人の方が市の窓口相談に来たときにはどのように対応していますかとのご質問でございますが、日本語を話せなくても日本語で対応できる同行者がいたり、あるいはゆっくり丁寧に説明したり、中国の方であれば漢字で理解できることから、対応ができております。また、窓口を設置してあります8カ国語対応の『外国人のための生活ガイドブック』などを活用しております。

さらに、在住外国人の相談で多いのが言葉の問題や福祉、医療関係となっておりますので、笠間市国際交流協会が開催している日本語教室の際、相談なども受けられますので、その旨を案内しております。

また、公益財団法人茨城県国際交流協会において、9カ国語による対応が可能な外国人相談センターを開設しておりますので、その旨を案内しております。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 大体窓口での対応ができていふようなことで、それは本当に安心し、また、外国の方も安心した生活ができていふのではないかなと思います。

今国際化に向けて笠間市は動き出しましたけれども、市の職員の中には他国の言語が話せる方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市の職員の中に他国の言語が話せる方はということなんですけれども、英語が会話できる職員が15名おります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） すごいですね。15名いらっしゃるということはある程度の対応ができていふのではないかなと思います。また、32カ国から外国の方がいらっしゃるということですので、32カ国の対応をするといふのは大変なことだし、これは難しいなとい

うことが私もよくわかります。

あとは、笠間市民の方には現役時代にいろいろな外国で生活されてきた方等もいらっしゃることを私もよく知っておりますので、市民の方に他国の言語を話せる方がいると思います。そのような市民の方にボランティアとしてのお願いなどはされていないのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市民の中にいろいろな国の言葉を話せる方もいると思うが、外国人対応に協力していただければとのご質問でございますけれども、笠間市国際交流協会では、ボランティアとして12言語に対応が可能な16名の方が登録されており、今後も協会と連携を図りながら外国人の対応に努めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 次に⑤番、市民、近隣住民とのかかわりについてですけれども、今国際交流協会等の催しを通じて交流を深めている旨の説明をいただきました。

私は過日、友人からどうしても出席してほしいとの誘いに応じまして出かけてみました。そこは笠間市国際交流協会主催の外国人相談研修会でした。私の来る場所ではないかなどの思いながらも、笠間市は国際交流・多文化共生事業を推進していることに何らかの勉強になるのではないかなどの思いでお話を聞いてまいりました。

研修会には日本司法支援センター法テラスの弁護士の先生方が外国人の相談内容、在留外国人に対しての接し方については、不法滞在でないかを確認し、日本語を教えてあげてください。そして相手の国の文化をよく理解してあげてください。そして何らか相談されたときには、市役所、警察署、法テラスを紹介してあげてくださいなどというようなお話を伺ってきました。

法テラスは国の施策の一つであって水戸にあるんですね。市との連携はどのようになっていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市では、やはり外国人からの相談等につきましては、今議員がおっしゃったように、法テラスを紹介したり、あるいは在留資格がない方でも利用できます茨城県弁護士会が主催している外国人向けの無料法律相談会を開催し、連携しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 市民とのかかわりの中で外国人の旅行者を受け入れるための検討会が設置されております。現在の状況をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 外国人旅行者受入検討会につきましては、外国人の受け入れ体制を整え、来訪者が快適に滞在できる観光地を目指すことで交流人口の拡大を図って

いくことを目的に、市のほか、市内観光関連団体、あるいは県などと検討を進め、平成26年度に受け入れの課題や必要とされる整備目標を取りまとめたところでございます。

具体的な施策としましては、観光ガイドブック多言語化やW i - F i の整備などがあります。また、ギャラリーロード周辺地域においては、国際化のモデル地区として機運づくりや条件整備等の具体的な事業の検討をスタートしたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 検討会では市内の一つの場所をモデル地区として事業を検討していく旨の今お話がありましたけれども、ぜひ成功させていただきたいと思います。

昨年度は日本に来られた外国人旅行者の数は1,341万人だそうです。このところ毎年ふえているようです。笠間市でも外国からの旅行者をお迎えできるよう市民と一体となって外国人旅行者受入検討会のさらなる活性化を期待いたしたいと思います。ありがとうございました。

次に、教育の場での対応についてお伺いたします。

在日外国人で市内の小学生、中学生は何人いらっしゃいますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 現状で11名おります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） その子どもさんたち、日本語を理解できない生徒に対して対応はどのようにしておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど申し上げました11名のうち、日本語でコミュニケーションがとれないという、困難という児童生徒なんですけれども、小学生が1名、中学生が1名、それぞれおります。小学校においては特別支援学級への通級指導という形で個別に日本語指導を行い、学習内容が理解できるよう日本語学習の充実を図っているところでございます。また、中学校においては、日本語による学習の効果を高めるため、日中友好協会所属の日本語指導ボランティアと連携を図りまして週2回個別指導を行っており、将来的には高校進学につながるよう校内での支援体制、また個別のサポート指導の充実を図っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 児童たちに対してはそれぞれ対応しているようですね。私もことし中学生で中国から来た方にお会いしました。日本の言葉は難しいですねなんていうお話から、でも中国から来た方は漢字が同じなので大体漢字で意味がとれるということで、それは安心だと言っておりましたし、その方も中学校ですごく皆さんもよくしてくれてとても楽しい毎日を過ごしているというようなお話を伺って、私も安心したところでございます。

それに伴いまして、今度保護者の方なんですけれども、保護者の方は子どもさんたちよりも日本語を勉強する機会がないのではないかなと思いますけれども、保護者の方が日本語を理解していないとき、学校からいろいろな案内文が行くと思うんです。それに対してどのようにされていますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 保護者の対応なんですけれども、保護者の日本語の理解度によってコミュニケーションがかなり難しいという場合もございます。保護者へはいろいろな通知文が行くわけなんですけれども、極力やさしい和文語に直したり、ルビを振ったりということをする努力はしているんですけれども、現実的にはなかなか行き届かない面もございます。ということでございますので、国際交流協会、また、支援団体等がございますので、それらの方々の力を借りて、なるべく保護者と教育相談なりをまめに行って不安や不満を与えないような努力はしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今回ご夫妻とも外国の方なんです。子どもさんが小学校に入りました。この方が学校から、特に小学1年生ぐらいだと毎日のようにいろいろな学校からの通知文というのが来るんです。それが全然理解できないんです。ひらがなの部分はどうにかわかるんですけども、漢字の部分がわからないと言うんです。でも、その漢字の部分が大事なんです、よく見ると。漢字の部分にいろいろなものが含まれているんです。それが理解できないということなんです。その方に私もお会いしてお話を伺ったんですけれども、幼稚園のときはいろいろ学校から来る通達文にひらがなを振っていただいたそうなんです。それで何とか理解していたそうなんですけれども、小学校に入ってやはり先生にお願いしたそうです。まだ私は漢字ができないので、ひらがなを振っていただければ理解できるのでお願いできますかという相談をされたそうです。しかし、先生もそこまでは私はできませんというようなお話だったそうです。そのご父兄の方がおっしゃるには、先生も子どもさんたちを何人ともなく預かって、うちだけにそういうことをしてもらうのは申しわけないし、先生も当然できないというのはよくわかりますよということで納得はしているんです。それで同じクラスの父兄に毎日のようにこの文書はどういうことなのということを聞いてくるそうです。

私が今回その方にお会いして、直接そのお子さんが行っている学校に行けばすぐ解決ができたと思うんです。なぜ私がこの場で言うかということ、やはり笠間市が国際交流・多文化共生事業というのを打ち出しているんです。だからそういうことが市民活動課が主にやっていると思うんですけれども、やはりそういうものを笠間市全体が共有して、そういうものに対応していくというのが私は必要じゃないかなと思いで、今回これを一般質問に出させていただいたわけなんです。やはり外国から来ている方、その方ご夫妻ともとても日本が大好きで、このままであれば日本で永住したいということをおっしゃっていました。

とてもすばらしいご夫妻です。その方たちが学校から来る通達文に理解できない。もし、私たちが反対の立場だったらどうでしょうか。自分のことならさしておき、子どもに対して来る文章が理解できなかつたら、あす子どもを学校に出すのに物すごく不安ですよ。あしたもし台風のために休校になりますなんていう文書が理解できなかつたら、親として本当にこれは子どもに対して申しわけないし、日本、笠間に住んでいることに対しても私はいいい感情を持ってないんじゃないかなと思ひまして、そういった対応に対しては笠間市全体、行政が同じ共有を持っていただきたいという思ひで質問させていただきましたので、その点を理解していただきたいと思ひます。

今後、各学校の対応もありますでしょうし、教育委員会としてそういう方に対してどのような対応をしていくかということの一つの方針として出しておいていただきたいと思ひます。担任の先生は忙しいのはよくわかります。学校の先生方も、毎晩遅くまで電気がついておりまして本当に遅くまでやっておりますから、1人に対して時間をとるということは難しいかもしれませんが、学校の中には担任以外の先生方も昔と比べればたくさんいらっしゃいます。だからそういった対応する先生方をお1人決めて、笠間市の国際交流・多文化共生事業の一環としてやっていただけることを私はお願ひしているのです、それに関しましていかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 議員おっしゃるとおり、学校の内部では、これからの話になりますけれども、担任1人で対応することはかなり難しいのかなという部分がございます。ですので、担任外、副担任であったり、教務主任であったり、管理職まで含めましてチームとして対応してまいりたいと思ひます。

また今般、ALT18人そろえましたが、英語がメインでございますけれども、母語としてそれ以外、タガログ語であったり、中国語、韓国語というALTもおりますので、その方々ももし言語によって協力が得られるとすれば、その方々の手を借りまして、今よりは手厚い対応ができるのかなと思ひます。学校としてはチームで対応してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。ぜひ教育長さん、そういった点に関しても、教育委員会としても対応していただきたいと思ひますし、外国人が585名の方が笠間にいらっしゃるわけですから、私たち市民といたしましても近くにいる外国の方たちに親しく接して、それこそ住んでよかった笠間市になるよう私たちも努力していきたいと思ひます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで55分まで休憩といたします。

午前10時45分休憩

午前10時56分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、10番野口 圓君の発言を許可いたします。

○10番（野口 圓君） 10番野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、このたびの大雨、川のはんらんで常総市を初め、多くの皆様が被災したことに深くお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、本来ですと常総市でボランティア保険を受け付けるところですが、市役所が機能不全に陥っていますので、きのうから笠間市でも県のボランティア保険が入れるようになりまして、ボランティアの方々、非常に大勢の方々が常総市で活躍されているということをお聞きしまして、笠間市の皆さんもぜひお力添えをいただきたいと思ひまして、まずお見舞いを申し上げます。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお尋ね申し上げます。

今さまざまな結核菌ですとか、そういうばい菌の病気はほとんど駆除されてきましたけれども、ウイルスによる人間の健康被害がさらに広がっております。SARSですとか、MERSですとかという、今までは人間に感染しなかったものが人間に感染し始めて脅威を振るっております。

日本人の死因の第3位であります高齢者の死亡率が高い肺炎球菌予防の目的に、昨年度よりワクチン接種が始まりました。公費負担を含めて生涯1回でも肺炎球菌ワクチンの接種をしていただくということで始まりましたけれども、この肺炎球菌ワクチンの接種率が自治体によって大きな開きがあることが読売新聞の調査でわかりました。昨年度ですから、10、11、12という3カ月なんですけれども、3カ月で大きな開きのあることがわかりまして、事務方にもお渡ししたんですけれども、大体10%台から40%台という差が生じております。これらの差は接種費用の自己負担金額だけでなく、周知方法の差にもよると考えられます。

そこで笠間市の接種状況を伺いたい。また、接種した人数、全対象者の人数、その割合、パーセントの全市の中でどれくらいの位置にあるかということをお伺いしたいんです。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

市の接種状況と割合についてでございますが、26年10月1日から公費助成を行っており、平成26年度の接種者数でございますが、対象者4,838人のところ2,216人で、接種率は45.8%でございました。

次に、県内44市町村での本市の位置でございますが、調査により確認できました42市町

村の中では上位から8番目の接種率でございました。

また、平成27年度で申し上げますと、対象者は4,841人でありまして、7月末現在で801人の方が接種しておられまして、接種率は16.5%でございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。26年度は45.8%という、結構高い数字ができたかな。一般のウイルスの接種は大体53%ぐらいですかね。インフルエンザのウイルス接種は。もう少し上がればなというふうに思います。この数字を市としてはどういうふうに受けとめられているかということをお聞きしたい。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 接種状況をどう受けとめているかでございますが、高齢者肺炎球菌が定期接種化されることを受けまして、平成26年4月に任意接種を行っております市町村に接種状況を確認したところ、接種率は5から10%でございました。

定期接種となりまして、本市におきましても公費負担助成を導入しましたところ、接種率が45.8%となりまして県内でも上位の位置にあったということから、疾病に対する市民の関心の高さを認識するとともに一定の効果が得られたと受けとめております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 半分弱の接種の方がいらっしゃったということですね。市としてはいい方だというふうに受けとめているということなんですけれども、笠間市が行った周知の方法、周知した時期、回数、そういったものを伺いたい。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 最初に、通知の方法と接種の時期についてでございますが、平成26年度は10月から定期接種化になりますことから、8月の広報お知らせ版と市ホームページへ掲載、また、9月には市内医療機関への説明会を開催しまして、安全な接種対策やポスター掲示等につきまして接種勧奨をご依頼いたしました。

時期を同じくいたしまして、対象者に対しましてははがきによりまして個別通知を送付いたしました。さらに1月に広報お知らせ版と市ホームページにおきまして、一部助成が3月末であることを掲載し、勧奨を図っております。

平成27年度では、3月末に対象者へ個別通知を、医療機関や保健センターへはポスターの掲示、加えまして市保健カレンダーに掲載し、5月の広報お知らせ版と市ホームページにも掲載してございます。

次に、周知の回数でございますが、平成26年度で申し上げますと、周知方法別にまとめますと、広報お知らせ版が2回、市ホームページ掲載が2回、対象者へのはがきによる個別通知が1回、そのほかに医療機関のポスターの掲示をお願いしたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。はがきで個別に通知した上で、ホームページや

広報でお知らせしているということですね。

27年度の接種率が、これは4、5、6、7、8、5カ月間で16.5%ということですか。さっきの。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 16.5%でございます。

○10番（野口 圓君） 5カ月で。

○保健衛生部長（友水邦彦君） はい。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） そうするとことしの方が接種率が低い、非常に低いということですけども、20%いってない。これ以上の周知はなかなか難しいというふうにも思いますけれども、読売新聞のデータでは、自己負担金額が2,000円の自治体の接種率は30%から40%、これ、3カ月だけですから、3カ月で30%、40%という接種率を持っていて、自己負担金額が4,000円、要するに倍ですね、の市は10%から20%低くなっております。

笠間市の自己負担金額は幾らになっていきますか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 費用負担割合につきましては、笠間市の助成額は3,000円でございます。接種費は実施している医療機関によって異なりますので、それぞれの接種費用を平均いたしますと6,500円となりまして約2分の1の助成となります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 3,000円というのはちょうど2,000円と4,000円の間の中間の数字ですけども、実は、肺炎球菌ポリサッカの厚生省のデータが出ておりまして、それによりまして、笠間市で4,838人の全員が接種した場合と1人も接種しなかった場合の医療費がどれだけかかるかという試算があります。これによりまして11億1,757万円医療費がかかると出ております。45%ということは50%を切っているわけですけども、半分受けたけれども半分受けなかった。その半分の人分というのはこの11億の半分ですから、5億何千万、6億に近い金額が医療費としてかかるということになります。

今年度の場合、4,841人の対象者に対して801人16.5%だということを受けて、再通知は考えていらっしゃいますか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 再通知についての考え方についてでございますが、今年度も昨年度と同じく、対象者に対しましては個別通知を実施し、医療機関とも連携し、広報による周知を行っているところでございます。このようなことから再通知を行う考えはございません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 要するに、このワクチンの接種で医療費も削減しよう、さまざま

まな取り組みをしているところが福島県のいわき市、島根県の出雲市からデータが届きまして、これ26年度のデータなんですけれども、3カ月で20%台だった。このままでいくと30%ぐらいで終わってしまうというので、急ぎよ1月に、1、2、3という3カ月を残していますので、1月に再通知をはがきでやったところ、また接種する方がふえて、こういう見えないかもしれないんですけれども、V字型になったような接種率が復元したという、これもそうですね、V字型になっていますね、出ております。

今やらないという結論が出たんですけれども、仮に5%といたしますと、4,800人の5%、217の方が接種した場合、医療費の差額が5%で5,640万円になります。きっちり何のためにこれをやるのかというのを考えて、1人52円です。再通知は。100人やっても5,200円。1,000人にやっても5万2,000円で済みます。どうかしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

○議長（藤枝 浩君） 野口君、答弁を求めます。

保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 先ほど、27年度の接種率のところ、5カ月ということだったんですが、4月から7月の4カ月間で16.5%になりますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。四三、十二……このままずっと推移していけば、48%ぐらいにはなるということなんですけれども、先ほど申し上げたとおりなので、よろしくお願いたします。

次に、ロタウイルスワクチンの推進についてお伺いします。

ロタウイルスはほぼ5歳までの間に全ての子どもが感染しております。5歳未満の乳幼児にとっては、有名なノロウイルスよりもロタウイルスによる胃腸炎が多いのです。ロタウイルスの症状は下痢や嘔吐だけでなく、脳炎、脳症が合併症としてあります。まれに死亡する場合があります。感染力が強く、保育園や医療機関での集団感染例が数多くあります。また、医療費の削減効果も多い。全国では140の自治体がロタウイルスの公費助成を行っております。茨城県でも土浦市、石岡市、阿見町、利根町、かすみがうら市、牛久市、取手市、ひたちなか市の8市が助成を行っていますが、笠間市は助成を行う考えはございますか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） ロタウイルスワクチンの公費助成をについてでございますが、ロタワクチンは世界保健機関推奨予防接種となっております。日本におきましては平成24年1月までに2種類のワクチンが許可されており、任意接種として行われているところでございます。

ロタウイルスワクチンの効果といたしましては重症ロタウイルス胃腸炎の減少や、間接効果といたしましては集団免疫効果も期待されておりますことから、現在国においてはロタウイルスワクチンの定期接種化に向けまして検討を行っているところでございます。

本市としては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今現在検討しているところだということでございますので、ぜひできるようにしていただきたい。

牛久市、取手市、ひたちなか市では、地方創生の子育て支援の一環として国からの補助金を充てております。笠間市でもそのような対応をとれるというふうにも思いますので、ぜひ実現の方向に向かってお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 地方創生交付金のモデル事業ということでただいま議員の方からありましたが、地域住民生活等緊急支援のための交付金の中の保健サービス関連事業としまして、任意の予防接種の助成事業に取り組む事例はございます。

本市におきましては、保健サービス関連事業といたしましては、先行型事業として産前産後から子育てに至るまでの切れ目のないサービスといたしまして、子育て世代包括支援センター、また、特定不妊治療助成事業につきまして取り組んでいるところでございますので、任意接種事業に関する事業としては取り組む考えはございません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。

3番目の質問に入ります。

済みません、上着を取っていいですか。

○議長（藤枝 浩君） 上着を脱いで結構です。

○10番（野口 圓君） グループホームの問題で、前回に引き続き質問を申し上げます。

6月の定例議会で質問した際に、2カ月に1回の推進運営会議を各グループホームごとに開いて改善を図るという答弁をいただきました。それを受けて、これらの改善はどのような問題点をどのように改善されたかを伺いたい。なるべく具体的に説明をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

グループホームの運営状況につきましては、福祉施設の運営推進会議におきまして事業者の活動報告をもとに、事業者の介護の質や食事の内容、その他入居者の生活状況などを評価しておりますが、その中で問題があると判断すれば、事業者に改善を求めていくこととなります。当然その場合には保険者であります市もかかわりながら指導や助言を行うこととなります。

また、グループホームにつきましては、基本的に1年に1回以上、県の指定する外部評

価機関からの外部評価を受けることになっております。その評価項目におきましても、一人一人の人格の尊重とプライバシーの確保、また、食事を楽しむことのできる支援など介護や食事に関する評価も含まれております。

評価結果の内容につきましては、独立行政法人福祉医療機構のホームページで公表するとともに、事業者におきましても事業所内の掲示やホームページで公表することになっております。その中でですけれども、現在のところ問題となる事由がありますので、改善することは現在確認しておりません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 今問題がないから改善がないと言っているんですけれども、前に担当者の方に具体的な問題点をそれぞれ指摘しておりますので、以下何点かお伺いします。

1点、養護施設で朝になったら老人が既に死んでいたなどの事例があります。医師が常駐していなくても、その前に医師を呼ぶとか、病院に搬送するなどの方法が取れるはずなんですが、この件の改善はどうなんでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 特別養護老人ホームでの出来事等だと思いますけれども、介護保険等の該当ということで、それなりの高齢者の方であれば、施設との提携との中で終末期の取り扱いについては当然に契約等でされていると思いますし、また、施設では夜間2時間ごとに巡回しております。その中で巡回のときにももしも異常が発見されれば、看護師に連絡、提携の医師に連絡で対応が困難な場合には、救急車でのごとくのことのいわゆるマニュアル的なものは完備して施設で対応しておりますので、もしも施設で亡くなったということであれば、そういう対応が間に合わずに、2時間の中での緊急なご不幸があったということと判断しております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ②番目、寝たきりの状態で床ずれや皮膚炎になった入居者に、褥病がはっきりしているのに医療を受けさせないという指摘があった。この点はどのように。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 前回の定例議会6月の中で、ご質問いただきました中で、担当職員に質問されたことが基本だということとお聞きしておりますが、今お聞きしました、寝たきりの状態でいわゆる褥瘡などへの対応が不適切だったという件につきましては、笠間市の事例として担当の方では聞いてないということですが、基本的にはそういう介護をする施設であれば、褥瘡に対する取り扱い、基本的に褥瘡が起きないように寝返り等をする、また、空気等の機器をそういう褥瘡ができるお年寄りであれば、設置しながら介護するというのが基本だと思いますので、また、もしもできてしまったら医療機関を受

診させる。させないということの訴えにつきましては、基本的なことでお答えになってしまいますが、そういうことはないだろうと認識しております。

○議長（藤枝 浩君） 笠間市の事例ではないということね。③点目に、施設のスタッフに介護の知識がないためにまともなケアがされてないというクレームがあったのはどうでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） スタッフの中の介護知識の有無ということ言えば、その介護の施設の中では、専門的な介護が必要な職種、また、必要でなく、介護補助というような形で知識がなくても従事する職員がいるのも事実であります。ただ、介護施設におきましては、そういう知識がない職員についても研修等でレベルアップを図りまして、当然のように入所者の対応が適切に行えるような研修を行っておりますので、ケアが提供されていないということにつきましても、笠間市での確認はできておりません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 次にいきます。④点目、入居者の費用で施設の備品等の購入があるという件はどうですか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 施設施設の入居者の費用ということと言いますと、入所者の金銭管理につきましては、施設が当然のように預かれれば預かりますし、買い物等施設の中が代行している部分があるかと思いますが、そういう費用につきましては当然のように収支報告が明確にされ、保護者にも報告するということになっております。手持ち金を何らかに流用できるような態勢ではないというふうな認識を持っております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） これ、全部中で介護に従事した方が、要するに内部情報で私のところに届けてきたものなんです。ですから笠間市で該当しない部分があったのかもしれないけれども、現実に行われていることなんです。全部。その意味で、全く改善する余地はなかったです。問題点はなかったってこの答弁が機能してないんじゃないかなと、これが。現実的に、運営会議が。改善のための運営会議じゃなくて、ただ形だけの運営会議になっているんじゃないかなと私は思いますね、そうすると。やっぱり一つ一つ指摘されたことをまともに受けとめて、こういったことはないですか、こういう問題点はないですか、ここはどうですか、一つ一つ検証していくんじゃないんですか。普通は。それを求めます。

⑤点目、介護に働く人たちの仕事量や休日等に問題点はなかったか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 施設での介護職員等の勤務状況につきましては、市では適切に施設の方で従事していると思いますけれども、当然のように労働基準監督署の管轄の中

で適切に行われていると判断しております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 全ての施設の運営会議に市の職員は必ず参加していますか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） グループホームは市内に8カ所ございます。それぞれ本所・支所の課長がその会議に出席し、意見を述べるなり、施設との質疑応答等を行っております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） これは5人の人から問題点を指摘されたんですけれども、入居者の食事の質が余りにもひどいと。こんな物を食べさせるのかという状態であるということ伺いました。グループホームの経営の経費削減の非常に対象になりやすいのが食事の質でございます。食事の質は、運営会議では食事を取らないでしようけれども、どのようにチェックされたのか、どのように改善を図ったかお伺いしたい。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） グループホームの中での食事につきましては、前回もお答えしましたけれども、グループホームの中では基本的には自分で食事の用意ができる方も入所しておりますので、その中では食材費を徴収して対応しているということでございます。ですので従事する職員と一緒に食事をつくりながら、グループホームの中で生活していくというのが基本でございます。

また、徴収するという、どれだけの費用でどれだけの食事がなされたかというのは、先ほど申し上げましたように、年に1遍外部評価の中で経費がどれだけかかっているかという点検も受けております。

また、前回議員からのご質問でありましたような食事の件につきましても、ほかの中での取り組みなどを確認しますと、グループホームの中での栄養士に頼んでメニューの作成を依頼している施設がありまして、また、運営推進会議の中に、一つの施設ですけれども、メニューの試食というようなものも取り入れている施設もございます。こういう事例を施設の方に投げかけまして、もしもよりよい対応がとれるのであれば、そちらの対応を図っていただきたいと思いますと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 先ほども申し上げましたけれども、これ、全部内部情報なんです。こういう状態ですよ、こういう状態ですよ、何とかならないんですか、野口さんというふうに言われて、私はそれでここの質問をしているわけね。で、基本的にはこういうルールになっています、こういう約束になっていますという話は聞いてもしょがないんです。具体的にどんな食事がされているのか、食べたんですか、調べましたかということを私は聞いている。調べていませんということを言っているんですか、それとも調べました

ということを行っている、わからないんです、それ。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 運営会議の中でその点はそれぞれ確認しておりますので、議員ご指摘の5人の方が食事の件について、ひどい食事であったというようなことについては、前回担当職員の方にお聞きになったということですがけれども、その中では笠間市の施設かどうかという点は不明であるけれどもというような前振りでお聞きになったというふうに確認しております。この点につきましては、当然入所者の生活の確保が第一でございますので、今後ともグループホームの施設を運営管理する相手と運営推進会議の中で議論を深めながら、よりよい介護が進めるよう対応してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 非常に説明が遠回りなのでよくわからないんですけれども、要するに、そこで出されている食事を食べたのか、食べてないのかというのを聞いたの。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 一つの施設の中では、運営推進会議の中では、担当課長は食べております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。いろいろな意味がありますけれども、中に入居されている方々の安全そして健康、そういったものもありますけれども、これも笠間市トータルで考えると、老人施設や介護施設が笠間市の一つの産業と言うと変ですけども、笠間市を盛り立てる一部の部分になっているんです。東京では施設が間に合わなくて、どうしても地方にそういったお年寄りが来るような流れになっていて、素晴らしい環境ですばらしい介護が笠間市では定着しているということになれば、またそういった方も大勢いらっしゃると思う。ところが、笠間市の介護施設はひどいよ、こんな状態だよというのが広まれば、それもさびれて廃れていってしまう。両面あるわけです。中に入っている人たちの介護をよくするという部分と笠間市そのものをよくするという両面ありますので、しっかりと対応していただきたいとふうに思います。以上です。

次に、地方創生の総合戦略についてやります。

これは『潮』という月刊誌の6月号で、この中に「少子化を食いとめた長野県下条村の挑戦」という記事が載っております、多くの自治体がそれぞれ何とかして少子化を食い止めようとしてさまざまなメニューをつくって努力しております、共通して言えることは、やっぱり子育て支援等に手厚い補助金であるとか、そういったものをつくって流出することを食いとめている。また、流入することを図っているというのが一つの特徴でございます。今回、地方創生の総合戦略は日本中の全ての自治体が政府の命を受けてつくるわけですから、自治体間の競争になるわけです。当然。ポイントを絞ってしっかりした具体策をつくっていく必要があります。

「子育て」と「若者」とに絞って、「老人」というのはカットしてください。後でまたしゃべります、具体的な話をお聞きしたい。現在取り組んでいるもの、これから始めるものと分けて具体策をお伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

具体的な施策案も出てきたと思うが、それらを「子育て」「若者」に絞って具体策を、さらには現在取り組んでいるもの、今後取り組むものと分けて伺いたいとのことですが、総合戦略につきましては、現在素案づくりを進めており、施策内容の検討を行っております。個別事業につきましては、施策内容が固まった後、予算編成等を通じて構築を進めていきたいと考えております。

その中で、まず子育てにつきましては、既に実施している取り組みとしては、結婚から子育てまでの一貫した支援体制として子育て世代包括センター「みらい」を設置し、相談等をスタートしております。さらに、保育・教育の充実に向けた取り組みの推進、医療福祉費支給事業等の実施、子育て支援プラン等に基づく事業の推進、児童対象の寺子屋事業の推進などが挙げられます。また、教育では、市内小中学校における英語教育強化事業などを開始しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、助産師の配置等による一貫支援体制の強化や負担軽減策に実家に近い場への居住誘導策なども検討していきたいと考えております。

次に、若者につきましては、ここでは大学生などを就職する時期となる青年期を想定して考えておりますが、雇用や就業促進策としては企業誘致を推進しており、市内企業の就職面接会や新規就農者等の育成確保等の推進及び支援等を実施しております。

今後の取り組みとしては、首都圏大学での就職セミナーや陶芸大学校の開校と連携した笠間焼作家の育成、さらには創業支援なども進めてまいりたいと考えております。

また、若い世代に対する継続的な市の魅力や情報の提供、懇談の場といたしまして首都圏の大学生との懇談会なども実施しておりますが、成人式等を活用した情報提供などを初め、出身者だけでなく、首都圏や県内の大学生等に対する市の企業等の情報提供など、関係性構築に向けた取り組みを進めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） ありがとうございます。笠間市も結構しっかりやっているところなんですけれども、先ほどの長野県下条村の具体的事例を申し上げます。

笠間市ではゼロ歳から14歳まで年少人口のピークは昭和45年でした。25%ありました。以下ずっと下がり続けております。平成17年は13.9%、平成25年には12.3%と予想されております。下条村では年少人口の減少を食いとめ、現在15.3%を達成して、今後も増加傾向にあります。人口増を目指した施策を次々と打ち出しております。入居費3万円で村営住宅を20棟、200人の人たちが入って45歳以下、子ども持ちという条件で入っているそうで

す。戸建て住宅には建設費の補助、100万円までの補助が出るそうです。用地取得補助もあります。それから出産祝い金、入学祝い金、出産の場合は第2子が3万、第3子が5万、入学祝い金も支給されます。義務教育中の給食費が半額補助、高校生までの医療費無料化、本当にすごい、全部これをやったら幾らかかるのかなという心配になるようなあれですけども、下条村では、職員がはっきり言えばだらけていて、要するに増長慢で、これではだめだということで新しい市長が職員を現実の商売を見てこいということで、1週間ずつホームセンターにやって、意識がガラッと変わったという。はっきり言えば職員の数を削減したということ。それから農道とか、狭い狭あい道路なんかを地元の人たちと話し合いをして、コンクリとか石とかの資材、それからブルドーザーとかコンボとか、そういったものの機材は無料で市の方で貸し出すから自分たちで整備してくれないかといって、狭い道やなんかは全部地域住民が整備した。ピッタリと平らにはならないけれども、多少デコボコしていたって軽トラで走る道だからちょうどいいやと案配で、財政的にも健全な財政を築いております。

このように、人口減少を本気で食い止めようとしている自治体はさまざまな方策で近隣の自治体からの転入を図っています。笠間市が有効な施策を実施できないときは、逆に近隣の自治体に人口が流出するという流れになっていきます。これは危機感を持っていただきたいと思う。

何度も申し上げておりますけれども、健康保険の児童マル福の制度、県内44市町村の中で33の自治体が所得制限を撤廃しているのに、笠間市はいまだに撤廃してない。水戸から引っ越してきた人が、何でこっちに来たらマル福にならないのかと言われたんですけども、笠間市の場合は290万以上の所得がある方はマル福の適用にならないんです。申しわけございませんと謝るしかなかったんですけども、こういった部分もぜひ今回の地方創生の総合戦略で考え直していただきたい。強く思います。やっぱり目玉になる強いインパクトのあるものを何件かしっかりとつくっていただきたいと思います。ありきたりのほかは既にやっているようなことをやるよりも、自分たちはこうするぞというものをしっかりと打ち出していきたい。

先ほど申し上げましたけれども、介護施設なんかでもこれからさらに増加が見込まれます。有効な経営体です。総合戦略のパンフレットを見させていただいたんですけども、老人の部分がないんです。漏れちゃったのかなというふうに思いますけれども、要するに介護施設等の老人対策、そして地域のケア、それから団塊の世代の人たちがもう定年を迎えていますので、そういう元気な熟年の人たちの能力や知力や体力をお借りして、新しい笠間づくりをしていくという視点が抜けている。これは重要な部分だと思います。これはぜひ入れていただきたいと思います。

小項目の③番目、笠間市内の建設業者が近隣の市町村の入札に参加できないという不公平な問題についてはどうお考えでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

まず、笠間市の入札制度を申し上げますと、市内業者と市外業者との入札参加における条件設定につきましては、地域産業の振興や市内業者の育成等を考慮し、原則として設計金額が6,000万円未満の一般競争入札においては、市内に本店のある業者を入札要件としております。また、6,000万円以上の入札につきましては、工事の難易度により総合数値を高く設定しているために、市内業者だけでは参加業者が少なく、入札の競争性が保てないことから、市外業者までの範囲を広げた条件設定をしておりますが、市内業者だけでも入札が可能な案件については市内業者のみを入札要件としております。

茨城県内の他市の状況でございますけれども、それぞれの自治体により業者数や業者の規模も異なるために、全て同じ条件ではございませんけれども、おおむね他市においても本市と同様に入札条件が設定されております。どこの市でもまず基本的には自分の市に所在する地元業者に入札に参加していただき、金額の大きな工事等は市外の業者も参加できるようにしております。

これらのことから、市内の建設業者が近隣の業者と比べて不公平な立場にあるとは考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。前に私が聞いた話では、笠間の隣の例えば茨城町、小美玉市、石岡市、そういったところには笠間の業者は入札に入れない。逆に、笠間の入札にはそれらの近隣の業者が入ってくるという話を聞いたんです。それでこれは一体どういうことなんだというふうに思っていました。今、部長の話ではそういったものは一切ないと。それぞれの市で、それぞれの金額の差とかもあるでしょうけれども、そういったものを設けているだけで、あくまでも公平だということ、そうですね。わかりました。結構です。

最後に、プレミアム商品券についてお伺いします。

これはもう終わっちゃったから、本当はあれなんですけれども、ただ、苦情がたくさん寄せられたんです。せっかく市民の皆様が5万円と6万円の買い物ができるで大喜びでいて、笠間市も頑張ったなというふうに評価されるのかと思ったら、いやあ、並んだのに買えなかったとか、3時間も4時間も待ったとか、ぼろくそ言われまして、本当によかったんだからよくなかったんだかわからないような状態になって。

7月1日の発売当日、9時の発売時間に行ったら既に長い行列ができていた。岩間支所では支所内で収まりきれずに、建物の外に一周するほど行列ができた。当日は小雨が降っていて、小さい子どもをだっこしていた婦人などは気の毒になったと。11時30分ごろには売り切れになって何時間も待った人が40人ぐらい買えないまま帰された。これらの問題点がありましたけれども、何が、どこが問題だったのかというのを検討されましたでしょう

か。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 10番野口議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券発行事業の問題点の総括についてのご質問でございますが、今回の事業実施に当たっては、一昨年実施した商品券事業を参考に、5倍の事業規模を勘案しまして事業計画を立ててまいりました。本市での発売前に先行して実施した市町村の混乱などが報道されましたが、本市においては、県内市町村の中でも販売日を早めに設定していましたことから、一度周知した情報の変更や販売手法の変更を行うにしても、周知の時間的な問題や販売手法の変更によるさらなる混乱も懸念されましたことから、事業計画を変更せず、販売当日の対応に人員をふやすなどの対応をとり、計画どおり平日に先着順での販売を行いました。

結果として、当初の想定を大きく上回る購入希望者が殺到しましたことから、多くのお客様を長時間待たせてしまうようなことになり、なぜ先着順にしたのか、なぜ平日の販売開始にしたのか、購入したい人が購入できるようにすべきなどの苦情やご意見をいただきました。

今回は販売が終了した時点で一度、商品券の販売手法や販売日の設定、商品券の購入限度額の設定などの課題を整理しております。

事業全体としましては、年度末に事業を完了した後、再度事業実施主体であります笠間市商工会を交えて、最終的な経済効果等の分析も含め、事業を総括してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） わかりました。一番の問題点は不公平感があったと。水戸市なんかでは往復はがきで郵送して、くじ引きですけれども一応全員にチャンスは振り分けられて、当たった人が引き換えに行くと。5セットという部分も4万3,000セットですから、5セットずつだと8,000人で、人口が8万近いわけだから、10分の1だよ。そこら辺の5セットという部分もこれだけ要望が強いということであれば、もう少し下げる必要があったのかなとも思います。

市民の感覚と職員の感覚との間に大きな開きがあったということが事実として形になってしまったなというふうに思いました。これからこれをどういうふうに是正していくか。このプレミアム商品券は今回でお終いかもしれませんが、さまざまな形で市民の感覚を職員の感覚とずれが起きたままではどんどん遠ざかっていっちゃう。これを取り戻すにはどうしたらいいか。前回の一般質問のときも5%の換金手数料のところでも私しつこく言ったんですけれども、市の職員は商売の現場を知らな過ぎます。現実を知らな過ぎる。だからこんなもんだ、えいやといっちゃうわけだね。ところが、市民はじっとよく見ているんです、それを。この人たちは間違っているというふうに思っています。市の職員はず

れているっていうふうに思っています。確信として。これは見る人たちが見て感じるからだから、いかんともしがたいんだよね。これはどうするかという場合、市の職員が市民感覚に近づいていくしかない。現場に近づいていくしかないんですよ。現場の発想、現場の問題点、そういったものをどう市の職員が取り戻しすることができるのかということ、実は大変大きな問題だなというふうに思っているんですが、ここら辺はどうでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市民と市の職員の感覚に大きなずれがあるとの中で、どう取り戻したらよいかというようなご質問でございますけれども、今回の事業実施に当たりましては、一昨年実施しました商品券事業の約5倍の事業規模でありますことから、売れ残りがまず心配されました。それによりまして、大型店、小型店の区別をなくしたことや、購入限度額を5セットと設定したことなど事業計画をそういう計画で立ててまいりました。このことも結果として当初の想定を上回る市民の購入行動につながったと考えております。

また、その感覚の開き、ずれということにつきましては、市民のこうした購入行動を把握しきれなかったということのご指摘と理解いたします。今回はそういう行動の予測が十分でなかったことも踏まえまして、この事業の実施主体であります流通や小売業の現場に詳しい商工会とともに、事業を総括していくことで課題等を整理しまして、今後の対応につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口 圓君。

○10番（野口 圓君） 商工会の人たちと相談して事業を進めれば現場の雰囲気かわかるというふうに判断されるのかもしれないけれども、それは違うと思いますよ。あなた方の、要するに市の職員の感覚の中に市民の感覚がもうなくなっちゃっていることが問題なんです。さっきも言いましたけれども、下条村でホームセンターに1週間ずつ市の職員を派遣したというのがありますけれども、別にそれをまねろということではないですけども、どうしたら現場の発想をつくれるか、さっきの福祉課のグループホームの話でもそうです。現場に入ってほしい、現場を見てほしい。皆さんがどういう目線で何を見ているのか、どういうものをほしがっているのか、どういうところに不満を抱いているのかということを、直接あなた方が現場に入ってそれを感知というか、知ることが一番今必要だと私は思います。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 野口議員の質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が所用のため退席いたしました。

次に、8番石田安夫君の発言を許可いたします。

○8番（石田安夫君） 8番、一般質問を行います。一問一答方式でお願いいたします。

初めに、耕作放棄地について。（1）基盤整備地。①本市の考え方についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

基盤整備地内の耕作放棄地についてですが、市内の基盤整備率は水田が約8割、畑が約3割となっております。基盤整備実施地区につきましては、未整備地区と比較しますと、作業条件等に恵まれているために耕作放棄地は少ない状況にあります。基盤整備実施地区においても経営の縮小や転換、後継者の問題等により増加の傾向にあります。

市といたしましては、耕作放棄地の未然防止を図るため、農地中間管理機構の農地中間管理事業により、現在土地改良区を中心に6地区で集積を進めているところであり、3地区で78.6ヘクタールの計画を取りまとめ、ほかの3地区においても年内に取りまとめられるよう推進しております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） （2）番目の未整備地、①本市の考え方を伺う。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 未整備地内の耕作放棄地についてですが、未整備地の耕作放棄地は道路や水路等の未整備により作業条件が不利な場所が多いことから、基盤整備実施地よりも多くの農地が耕作放棄地となっております。さらに、高齢化、後継者の問題等により増加する傾向があると考えています。

また、未整備地では、耕作放棄地となってから長年経過したところも多く、再生は難しい状況にありますので、これ以上増加させないように関係機関と連携し取り組んでまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 未整備地は難しいということなんですけれども、耕作放棄地そのものが山間地域には多く見受けられます。しかしながら、水の便がいい、作業しやすい場所でも未整備地は田んぼの中に雑草が今随分見受けられるんですけれども、その中でこういうことはできるのかなということを伺いたいと思います。

ある方から言われたんですけれども、来年は田んぼをつくらないということになると、これ、あくまでも未整備地ですから、やめると。だれかつくってくれないかということ。いろいろな方にお尋ねして、最終的にはやってくれないという状態なんですけれども、そういう場合、本市としてはどのように、もし市の方に問い合わせが来た場合、どのように

するのかお伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 未整備地であっても、比較的條件が整っているような場合など、未然防止や解消につきましては、やはり基本的には農地の集積等で未然防止を図っていくというところではございますが、担い手、受け手の方がいらっしやらないという状況の中で、耕作放棄地を個人で解消することは大変難しいというふうに考えておりました。基本的には今、農村の多面的機能を維持するために、農業者や農業者以外の方も一緒に活動して保全する多面的機能支払交付金によってそういう活動を支援しております。やはりこういった取り組みに当たっては、地域でどう今後農地を生かしていくかということをお話し合ってください、そういう事業の活用について検討いただきたいというふうに考えておりました。耕作放棄地の解消に向けて、そういう考えがございましたら、市といたしましては、こうした事業の実施を希望する地域に対しまして事業内容の説明や組織づくりなどのアドバイスなど、事業実施に向けました取り組みを支援しております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） お手伝いをするということなんですけれども、もっと細かく言いますけれども、耕作放棄地になってしまったところを、例えば隣の土地の方がやってくれるということになって、あくまでも耕作放棄地になったところですよ、なったところを、ある程度地質も変えなくちゃならないような状態になっているような田んぼもあるんですけれども、そういう場合は隣の人がやってくれる。はっきり言うと境界杭があるわけです。境界杭が。それを僕の考えなんですけれども、地中深く埋めて隣の人に全部やってもらっちゃみたいなのが今の整備法律とか条令とかあるんですけれども、それができるのかどうかお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 境界杭とかについての扱いも含めまして、耕作放棄地を隣接した耕作地と一体的に利用できるようにするためには、基本的に境界杭等が耕作の邪魔になるといいますか、作業上支障になるような場合には測量して、今はGPSで記録して、境界杭を外すなどの対応で実施しているような場合もあります。ただ、法的には、やはり境界については規定もございますので、それに基づいてという対応にはなりません。

市内におきましては、上郷地域において昨年度「いばらきの畑地再生事業」というものを実施しまして、耕作している農地とその周辺にある耕作放棄地を合わせまして約2ヘクタールほどを再生、簡易な整備をして担い手に集積するというような事業を実施しておりました。このときにはしっかりと測量して、杭を確認した上で取り除いて、作業しやすい圃場を整備しております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 境界杭というのは最終的にずっと残るわけですね。地権者のも

のというのは変わらないわけですよ。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 農地の所有権につきましては、やはり境界杭をもとに確保されますので、あくまでも貸借による耕作でお願いするというので、そこは全く変わりません。境界杭がなくなりましても、その構図に合った所有権につきましては、当然確保されることとなります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 法的にはどういうふうな制度があるのかわかります。分からなければ後でいいですけども、次に、③番目に移りますが、農地・農業用施設保全活動に対する助成について、本市の考え方を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 農地・農業用施設等の保全活動に対する助成についてですが、現在国の事業であります多面的機能支払交付金事業により活動を支援しております。この事業は農業・農村の有する多面的機能を維持、発揮するための地域活動に対して支援する交付金事業であり、耕作放棄地を解消する活動や地区内の農道、水路等の管理、補修等が実施できる内容となっております。

市では、この事業に取り組むことが地域の農地や農業施設を保全していくために有効な取り組みであると考えております。多面的機能支払交付金事業では、今年度32の活動組織が約1,090ヘクタールの農地を対象に取り組んでおり、7,179万4,000円を交付する計画となっております。

このほか、市独自の補助事業により小規模土地改良事業を実施しておりまして、農業施設等の補修等に係る事業費が100万円程度の国や県の補助事業等に該当しない少額の場合に、50万円を限度として事業費の2分の1以内を補助しており、昨年度は15件の実績がございます。

市といたしましては、引き続き、こうした事業を有効に活用いただけるよう事業の周知に努めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 多面的というか、1ヘクタール3,000円ということでもいいんですよ。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 農地面積に対しまして、1ヘクタール4万円、10アール当たり4,000円になります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 側溝をつくるということができるとのことなんですけれども、その他に例えば関西方面で、コンクリートでつくるクロが今やられておりますよね。ああ

いう物もこの多面的な費用として使えるのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ただいまの質問につきましては、水田の畦畔のブロック等のことかと思われます。畦畔ブロック等の設置、また、作業の効率化を図るために既に設置してある物を取り除くといった活動についても対象となります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 今32地区ということで資料は持っているんですけども、まだできてない地域、私のところも全然できてないんです。ヘクタールだと10町歩、十二、三町歩あるのかな、地域的には。そういう組織をつくる場合に、いろいろな資料を見ていると、いろいろな写真をつくって、5年計画でしたっけ、でつくっていくと思うんですけども、その辺の具体的な流れを教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 交付金の対象となる事業につきましては幾つかございます。農業者だけで組織して活動できるものと一般の市民も一緒に活動できるものと分かれます。どういった活動をするかによってそれぞれ計画を立てていただくこととなりますので、計画作成に当たりましては、農政課の方でご助言等を差し上げながら事業実施に向けて進めていただくこととなります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 資料等、いろいろな地区のを見させていただいたんですけども、地域的には高齢者が多くてなかなか書類ができないという場合には、本市としてはどのような対応をするのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） これまではこの事業につきましては、土地改良事業運営協議会等で事業を実施しておりまして、計画書の作成等を支援しておりました。今後に当たりまして、農政課でも勉強会等を開催して制度の周知や計画書の作成等に当たっての指導等を行っております。

それから計画書作成に当たりまして、やはりパソコンでの計画書の作成になりますので、パソコン教室の開催やそこに添付します写真の撮り方などについても、そういう勉強会の中で教えながら計画書の作成について支援しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 流れ的にはわかりましたけれども、パソコン教室、高齢者はできない方もいるわけですね。僕らのところも水利組合あるけれども、ほとんど70歳以上、下手すると80歳みたいな方がパソコン教室に行って、はっきり言って、ちゃんとひな形ができていて、こういうことをすればいいんですよ、写真は撮ってくれば、こういうふうに張りつけてあげますよみたいな、そこまでやってくれないと、高齢者ってなかなかわから

ないですよ。こういう補助事業があるということも実際わかってないですから。

だから規模によっては年間のお金が随分高額になるし、それによって5年計画であれば、ある水路を直すとか、ある道路を直すとか、できるわけです。要するに、計画書そのものがなければできないわけです。このお金そのものが補助金としていただけないわけなので、そういうこともある程度、この地域だったらこういうところがまだ未整備だからこういうふうにした方がいいんじゃないですか、そういうアドバイスまでしてほしいんです。実際に、まだまだ農地、耕作放棄地というか、まとまった地域で、中にどんどんほとんど雑草じゃなくて木になっているような場所もあるわけですから、そこまで手を入れていかないと高齢者は絶対動けないわけです。だからある意味で、皆さんがもうちょっと現場というか、わからない、こういうことをしたいんだけどといった場合には、現場の方とよく話し合いをしていただいて、その計画もこういうふうにしたほうがいいんじゃないとか、地元の人意見を聞けばどういう課題があるかというのがわかるわけですから、その辺しっかりと対応していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市内の農業者、農村の方々に対しましては、広く先ほど申し上げましたような支援策を採っているところでございますけれども、やはり個別にはそういった計画書作成の作業等が困難な場合とかいろいろなケースがございますので、そうした場合には各組織ごとに細かいところまで支援し、お手伝いができるような体制で事業を実施しております。

それから、先ほど10アール4,000円で、1ヘクタール4万円ということでお答えしましたけれども、正確には10アール4,200円で、1ヘクタール4万2,000円ということでございますので、訂正させていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 多目的機能支払交付金が4,200円がいいの。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） これは事業内容によって単価が異なります。基本的な水田の畦畔周り、水路の法面等の除草とか、そういった基本的な活動に対しての金額につきまして10アール当たり4,200円となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） これ、3,000円からになっているから、3,000円からということは、3,000円のところはどういうことを……ちょっと教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 申しわけありません。基本的な事業として、組み合わせで単価3,000円の事業もございまして、それとの組み合わせで先ほど4,200円というふうに説明いたしました。

農地維持支払交付金につきましては、田んぼで3,000円、畑であれば2,000円、それに資
源向上支払交付金が田んぼで2,400円ということで事業がございまして、そのほかに4,400
円の事業や田んぼ、畑、草地ごとにそれぞれ単価設定がされておりました、その組み合わ
せにより金額が変わってくる制度となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） これ、市役所のホームページなんですけれども、3,000円になって
います。そういう細かいところもできれば提示していただきたいと思います。こういう場
面にこれとこれとこれが加算になって、こういうふうになりますというものは、3,000円か
らになっているから何とも言えないですけれども、その方も検討というか、書き直してい
ただきたいと思います。以上でこの質問は終わります。

次に、企業誘致推進について。（1）新規立地企業誘致促進のための助成について。①畜
産試験場跡地の企業立地について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

畜産試験場跡地、西側画地への企業立地についてのご質問でございますが、茨城県にお
きまして企業からの引き合いがありましたことから、7月30日から8月10日までの期間、
土地分譲の公募を行いました。

公募の結果、株式会社M o n o t a R Oという企業の購入申請があり、8月21日に土地
売買仮契約を締結いたしました。今後、茨城県議会の財産処分の議決を経て、本契約に向
けて進めているところでございます。

今回、仮契約を締結した株式会社M o n o t a R Oは、インターネットによる工場用間
接資材、農業用資材、介護用品等の通信販売事業を行っている企業でございます。当企業
は平成12年10月に設立し、兵庫県尼崎市に本社及び物流拠点、宮城県多賀城市に物流拠
点を持ち、全国的に事業展開している企業でございます。また、平成21年12月に東京証券
取引所一部上場となり、企業の業績につきましても、設立以来年々業績を上げ、現在の資
本金額が18億9,284万円と、大手優良企業でございます。

畜産試験場跡地への立地内容につきましては、用地面積9万400平米の敷地に、延べ床面
積4万9,000平米の建物と雇用者約300人の規模の物流センターを建設し、東日本エリアを
カバーするために立地すると聞いております。

市といたしましても、今回の企業立地により地元雇用の拡大、地域経済の活性化が期待
でき、今後の畜産試験場跡地の利活用につながるものと期待しております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ぜひ来てほしいですね。300人というのは本当にありがたい人数
でありますから。

②番目に移りますけれども、笠間市の助成制度の利用について、優遇制度が笠間市は設

けられておりますが、この会社の規模とかによって助成する金額が変わりますよね。この規模であれば、どういうものができて、どういうものができないのか教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 笠間市の助成制度の利用についてでございますが、笠間市では企業誘致の推進のため、昨年10月より独自の支援制度を実施しております。具体的に、支援制度の柱としては、県内でもトップクラスの笠間市企業立地促進事業補助金がございます。製造業や情報通信業などの新規立地企業の初期投資に対して、取得面積や雇用人数などの対象要件を満たした場合に、要件により補助限度額を1億円、3億円、5億円と設置しております。立地促進事業補助金についてはそういう内容でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） では具体的に、もしこれが、県会の方の議決がなされないとなかなか難しいと思うんですけれども、もし決まって笠間立地促進事業補助金を向こうで求めた場合には、どのくらいの金額が補助金として出されるのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） どのくらいの金額かということでございますが、補助制度の中で、先ほど1億円、3億円、5億円とありました。その中で投資金額、そういうものでも補助金額の制度がございまして、Monotaroにつきましては、現時点で投資額を把握できないので補助金額を算出できませんが、新聞報道等に記載された投資額85億円で試算しますと、補助金額は5億円となります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 5億円出しても来てほしい企業ですよ。300人の人数が雇用していただけるというのはすごくいいことなので、ぜひ市の職員も頑張ってください、皆さんも実現するようによろしくお伺いいたします。この質問についてはこれで終わります。

次に、観光について。（1）井筒屋及び周辺散策道について。①本年度の整備について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

旧井筒屋及び周辺散策路の本年度の整備についてのご質問でございますけれども、旧井筒屋周辺の整備につきましては、6月の全員協議会でご説明した後、7月には市民を対象に整備方針について説明会を実施したところでございます。

現在は旧井筒屋本館を観光インフォメーションセンターや笠間の先人などの歴史紹介コーナー、また、会議室などの公共的な機能を持った施設とするため、耐震補強及び改修工事実施設計を専門業者に委託して進めており、笠間稲荷周辺のランドマークとしてふさわしい整備に向けた検討を行っている状況でございます。

また、周辺散策路の整備につきましては、既にお示ししてあります基本設計に基づきま

して、一部の周辺用地の確保にあわせまして、具体的な整備を進めるため、実施設計を委託する準備を行っている状況でございます。これらの設計がまとまり次第、完了次第、工事に着手するよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 具体的にはまとまり次第というんですけれども、散策道が先なのかな、それとも井筒屋さん本体の耐震とか、動かすとかいう話がありますけれども、どちらが先なのかな。時期的なものをあわせて。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在、耐震補強と改修工事、実施設計につきましては、7月に発注している状況でございます。また、周辺散策路はあわせまして、現在は整備予定地の現地測量、地形測量、それと境界測量を先行して実施しているところでございます。この測量の結果に基づきまして周辺整備の実施設計を委託する予定になってございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 次に、（2）番目に移りますけれども、誘導サイン設置について、笠間地区の考え方についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

市では、笠間駅前や佐白山等に観光案内板を設置しており、また、門前通りの観光スポットに観光案内地図「かさまっぷ」等を置いております。さらに、昨年からは笠間観光情報アプリ「かさまナビふるふる！」を立ち上げ、スマートフォンによる利用促進を図っているところでございます。

市の観光案内板については、イラストマップを表示して笠間市内の各観光施設への案内をし、市内を回遊していただいているものでございます。本年度は稲田駅前に笠間市全体と稲田地区の地図をイラストで表示した観光案内板を新しく設置いたしました。

しかし、市内にはこれ以外にも多くの観光施設があり、案内が十分でないところもありますので、今後もこれから完成する観光の拠点等を含め、観光案内板の設置や新しい情報ツールの活用など、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 話はわかりました。私なぜ井筒屋さんとか周辺散策道の話をしたかというと、この数年間で笠間市の拠点的な観光名所というか、それが随分景観が変わってきております。観光案内板というか、誘導も含めて古い物があつたりするわけです。その辺の改修も含めて、すぐにやればいいというものではないですけれども、ある程度新しいバージョンにかえていただきたい、これが一つです。それをお答えしていただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 観光案内板につきましては、市で設置している物についてやはり情報等を更新していく必要があるもの等いろいろございます。全体的な計画を持って、計画的に対応するというものではございませんが、必要に応じて修繕改修等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 最後に一つだけお願いしたいんですけれども、東京の方が高速バスに乗って、笠間市に停留所が何か所かあるんですけれども、1カ所だけ案内板がないところがあるんです。これがやきもの通りのところなんですけれども、私らはあそこがバス停だというのがわかっているんですけれども、あそこを降りると案内板何もないんです。隣にお店がありますけれども、そういうことも全体的に考えてほしい。だから新しく全体的に地域の景観も変わっておりますので、改修しながらかえてほしいんですけれども、やきもの通りの誘導サインかな、案内板、これをどうにか早めに設置してほしいんです。やっぱりあそこに降りて、東京の方私はどっちに行ったらいいんだろうという感じになるんですよね。帰る方にあるんです。来た方がわからない、そういう苦情が来ておりますので、ぜひそこにはつけてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） やきもの通りで東京方面からいらっしゃった方が降車した際に、停留所付近に観光案内板がないということでございますけれども、現在実際にその停留所付近は実際に県道の路肩が狭く、さらに民有地の山林や店舗の敷地なのでありますので、看板を設置するには難しいものがございまして、現在は設置されていない状況でございます。

しかしながら、やはり観光客等の利便性を考えますと、こういった形かでの案内板は必要かというふうに考えております。例えば現在配布しています「かしまっぷ」というような大きい物を防水のような形で作って、バス停留所に設置するとか、その辺、バス運行会社等とも相談をしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） それはわかります。でも、降りた方が防水で置いておけばいいという話なんですけれども、暗い場合はわからない。だから地権者と話し合いをしていただいて、できればつけてほしいんです。あそこだけ、一番のメインです。高速バスで来た場合には。前では降りないから、あそこで降りるんです。だからその辺は反対側、帰る方に置いておいて、何で入口にないんだろうというのが最大のネックなので、地権者があるから、斜頸地で山になっているから、その地権者とよく話し合いをしていただいて、できれば簡易でも何でもいいから、ある程度あの地域のことがよくわかる物をつけてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） まず、案内板につきましては、やはりその必要性を感じてございますので、現地の状況等をよく精査しながら、関係者等の話も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 終わります。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君の質問を終わります。

ここで、大関久義君より資料配付の申し入れがありましたので、会議規則第157条の規定により、議長の許可で配付いたします。

暫時休憩。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

○18番（大関久義君） 18番市政会の大関久義であります。先に通告いたしました1、不燃ごみ及び資源物の専用袋によるごみ出し支援事業について。2、放棄地の管理及び道路の除草管理について。3、笠間市農業委員会についての3項目についての質問をいたします。質問は一問一答方式で行いますので、執行部のご答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、1、不燃ごみ及び資源物の専用袋によるごみ出し支援事業についてお伺いいたします。

不燃ごみ及び資源物の専用袋によるごみ出し支援事業の実施についてであります。現在不燃ごみはコンテナを使用しております。また、資源ごみと有害ごみ、ともに同様にコンテナを利用してごみ出しを実施されております。不燃ごみ及び資源物については、ごみの減量化や適正分別の観点から、コンテナによるごみ出しが有効である一方、重くて集積所に持ち運べないという高齢者の声も寄せられております。

そこでコンテナの代わりにりようできる不燃ごみ及び資源物の2種類の専用袋を製作し、配布することでごみ出しに支障のある高齢者等世帯へのごみ出しを支援する。コンテナによるごみ出しでなく、専用袋によるごみ出しを導入するとのことですが、それらの計画と経過についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

不燃ごみ及び資源物専用袋によるごみ出しの計画と経過はとのご質問でございますが、まず現在のコンテナによるごみ出しにつきましては、ごみの減量化や適正分別の観点から有効であり、今後もこの方式を継続していく予定でございます。

しかしながら、一部の高齢の方々などから、これまでにコンテナが重くて持ち運べない

など、ごみ出しに負担を感じるとの相談が寄せられており、また、昨年の定例会においても高齢者のごみ出しに関するご質問をいただいたところでございます。

このため、関係課と協議を重ねた結果、現在のコンテナによるごみ出し方法に加え、不燃ごみ及び資源物の2種類の専用袋を作成し、ごみ出しに支障を来している高齢者などを支援することといたしました。

なお、今年度はごみ出しに不自由している高齢者世帯などを対象に、300世帯をモニターとして募集し、袋の利便性や需要等について検証する実証試験事業を11月から実施する予定でございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） コンテナでのごみ出しでは高齢者にとって確かに大変であると感じております。コンテナの場合は、一度はごみの入ったコンテナを出してから、さらにもう一度集積所まで受け取りに行かなければならないわけでありまして。高齢者にとってはこれも相当な負担になってきております。このようなことから、コンテナのかわりに利用できる不燃ごみ及び資源物の2種類の専用袋にて、コンテナによるごみ出しに支障のある高齢者世帯へごみ出しを支援する。今年度は実証試験事業として対象世帯300世帯をモニター募集して、袋の利便性や需要等について11月から実施するということとあります。

対象者300世帯はどのように選んでいくのか。それと同時に、アンケートの調査もあわせて実施するとのことであるが、それらその事業の内容をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 実証試験事業の内容はとのご質問でございますが、今回の実証試験事業では、コンテナでのごみ出しに不自由している75歳以上、もしくは身体障害者の夫婦世帯または単身世帯の中からモニターとして協力していただける300世帯を募集し、不燃ごみ及び資源物の収集袋を配布するとともに、アンケート調査にもご協力いただき、収集袋の規格や使いやすさなどを検証し、来年度からの本格事業に生かしてまいります。

なお、収集袋は袋代として無料でございますけれども、不燃ごみにつきましては、現状でも不燃ごみ処理手数料として処理券40円分をコンテナに貼付してもらっており、同様の考えから不燃ごみ手数料として1枚当たり20円を利用者にご負担いただくこととしております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 袋のことが出てまいりましたが、不燃ごみ、資源物の専用袋がありますが、袋の色、あるいは丈夫さ、それから大きさ、どのようになるのか、現在使用されている可燃ごみのピンク色のごみ袋に比較すると、どういうものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回配布する収集袋は、不燃物用、それから資源物用、どちらも20リットルの容量としております。袋の色は内容物の分別がきちんとされているか、外見でわかるように半透明としまして、大きさ的には持ち手の部分を含めまして、縦が62センチ、横幅が28センチと、市民の皆様が一般的に使っていただいている可燃ごみ用の45リットルのピンク色の袋の約7割程度の大きさとなります。

また、袋の厚さでございますが、固い物や重い物を入れて破けにくいように、現在の可燃ごみ用の袋、これが0.02ミリでございます、これより若干厚くしまして0.03ミリとしまして考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 袋の色については半透明という形で今答弁ありましたが、不燃ごみの袋はどういう色で印刷をして、それから資源物の専用袋はどういう色で印刷して、それを分けるのかどうか、それらについてお伺いしたいと思います。多分、全協で話があったときには、不燃ごみの袋は半透明で赤い色の文字でやるよというふうになっておりますが、それらについてお尋ねいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど申しましたように、袋の色は半透明ということで、印刷文字は不燃ごみが赤い文字、それから資源物については青の文字で印刷したいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。不燃ごみ袋、資源物専用袋について、300世帯のモニターの方にこの袋を配布されるのはどのようにして配布されるんでありますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 収集袋の配布方法につきましては、モニターを希望する方は交付申請書を市役所の環境保全課または笠間支所、岩間支所の地域課に提出いただきまして、その場で申請書の内容を確認した上で、あわせて不燃ごみ収集袋については、交付枚数に応じた不燃ごみ処理手数料を徴収し、引き換えに収集袋を交付いたします。

なお、今回の収集袋は相手方を特定して交付することとなるため、可燃ごみの収集袋のように一般の販売店での取り扱いは考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 要は、申請があったときにその世帯の方、300世帯に袋を交付するというので、今可燃袋を一般の商店で売っているような、そういう配布の仕方はしない。実験でありますので、その期間はそういうふうにしたいということであります。わかりました。

今年度実施予定の実証試験事業の検証項目及び事業について、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 実証事業の検証項目はとのご質問でございますが、検証項目としましては、大きく2点ございます。一つ目は収集袋の規格等でございますが、モニターからのアンケート調査の結果から、実証試験で配布する袋の大きさや強度などが実際に使ってみて満足できる物かどうか、また、不燃ごみや資源物のごみ出しの頻度はどの程度なのかなどの項目について検証したいと思います。

二つ目は、収集体制でございますが、収集委託業者に聞き取り調査を実施しまして、実際に収集作業を行ってみて、通常のコンテナでのごみ出しに混じって収集袋が入っていることが作業効率にどの程度影響があるのか、また、収集袋でごみ出しされたものはきちんと分別されているのかなどを検証してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。それでは事業費と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 事業費と今後のスケジュールはとのご質問でございますが、まず事業費につきましては、不燃ごみ及び資源物の各収集袋の作成代として今年度の実証試験では50万7,000円を予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、まずこの9月から市報等を活用して市民へ事業を周知するとともに、日ごろから高齢者や身体障害者の方々をサポートしている民生委員の定例会などにも赴き、直接事業内容などを説明してまいります。その上で、11月からモニター希望者の受付、収集袋の配布を開始し、実証試験事業をスタートいたします。

なお、来年度からの本格事業につきましては、袋の規格等の検証結果や利用者数等を踏まえ、来年6月から事業を開始したいと考えておりますので、それまでは実証試験事業として継続し、事業の切れ目がないように対応してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。先ほど、部長の答弁では、収集袋は袋代は無料であるが、不燃ごみについては現在でもコンテナによる不燃ごみ処理手数料として処理券40円分をコンテナに添付してもらっているもので、同様の考えから袋を利用することになっても不燃ごみの処理手数料として1枚当たり20円という話でしたよね。20円をモニターの方に負担してもらおうとのことでありましたが、実証試験事業でのモニターの利用負担あるのか、いただくのか、再度お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどもご答弁いたしましたけれども、収集袋は不燃ごみ及び資源物とも袋代は無料でございますが、不燃ごみにつきましては、処理手数料として1枚当たり20円を利用者にご負担いただくこととしております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 事業費、先ほど全体で専用袋の製作費50万7,000円であり、モニターの300世帯の方の不燃ごみの処理手数料については有料、20円とする。計算してみます。1カ月今からやっていくと7カ月間の実証試験であります。1カ月で1枚の利用であります。7カ月間の試験事業期間でありますので、1世帯当たり7枚掛ける20円、140円の負担額。全体では2,100枚つくるということでもありますので、20円を掛けますと4万2,000円ということになります。アンケートをお願いしたり、実証実験をするわけでもありますので、試験期間中は無料とすべきであると考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回のごみ袋の事業を組み立てる際、実証試験であるため、議員がおっしゃるように不燃ごみ処理手数料を徴収しないことも検討いたしましたが、庁内で議論を重ねた結果、現在コンテナに不燃ごみ処理券40円を張っている市民と公平性が保てなくなること、それから最初に無料で事業をスタートした場合、途中から有料に切りかえることは市民に混乱を与える可能性が高い、以上のことから実証実験においても不燃ごみ手数料については徴収させていただくことといたしました。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） わかりました。この袋の利用がこれからできるということであれば、高齢者世帯にとっては利便性が向上するんじゃないかなと思っております。

私も聞いたところによりますと、コンテナいっぱい持って行くと、押し車の上に乗せたり、あるいは自分の手では持てないので家族の手を借りたり、隣の手を借りたりというようなことをしております。そしてまた、コンテナをもう一度、先ほども言いましたが、持ちに行かなければならない。そういう二重の手間になりますが、今回の袋が利用できるようになれば、高齢者にとっては、あるいは身障者にとっては利便性が高いものと思っております。期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

放棄地の管理及び道路の除草管理について、お伺いいたします。

放棄地には宅地や雑種地、農地等がありますが、市街地内の放棄地の管理についての質問をいたしたいと思ひます。笠間市内での不在地主の放棄地の管理についてはどのようにされているのか、草刈り等もされていない状態のまま放置されてしまっている地所が多く見られますが、対策はどう取られているのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間市内での不在地主の放棄地管理と対策についてのご質問でございますが、市内には不在地主に限らず、管理されていない土地が多数あることは認識しており、この土地の管理につきましては法的に所有権を持つ所有者が管理すべきものと考えております。

また、清潔で快適な環境の確保を目的とする笠間市すみよい環境条例においても、空き

地の所有者は空き地に雑草等が繁茂し、その空き地が不良状態にならないよう、常に適正な管理に努めなければならないと所有者の責務を規定しております。このようなことから、空き地の情報提供または苦情申し立てがあった場合、行政指導を行うこととしております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そのとおりだと思うんですね。不良状態にならないようにしなければならない、これはその土地を持っている者の責務だと思うんです。しかし、実際にきれいになっているものばかりじゃなくて、市街地のところに雑草が生い茂っている、そういう状態のまま放置されている土地、かなりある。これから冬になるとまた火災等の危険、そういうものにも対処しなければならないというふうに思うわけであります。そういった不在地主あるいは市内在住の地主を含めた放棄地の実態の把握と放棄地に対する指導についてはどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 実態の把握につきましては、市民からの情報提供や苦情申し立てにより年間約100件の管理されていない空き地の情報が寄せられます。この情報によりすみよい環境条例に基づいた実態調査を行い、害虫の発生、雑草による健康被害、火災予防、犯罪防止、交通傷害、不法投棄などの観点から、その空き地が不良状態と認められる場合は、財産権または所有権の侵害に十分配慮しながら行政指導を行っております。

行政指導においては、1回目は文書にて指導を行い、経過観察の改善が見られない場合は再度文書にて再指導を行う場合のほか、周辺環境への悪影響が甚大な場合は、公用車で移動できる範囲であれば、例えば県外までも訪問して指導を行っております。これによりまして、平成26年度においては7割から8割が解決に至っている状況でございます。

しかし、行政指導での対応では限界があり、全ての案件について解決に至っていない状況でありますので、今後も鋭意努力しながら住環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そういった形の中で行政指導を行っているということであります。続けてそれらの苦情が届くと思うんですが、それらについては鋭意努力をしていただきたいと思っております。

次の項目に移りたいと思っております。

先ほども耕作放棄地の問題については石田議員の方から質問がありましたが、ダブらないようなものの中で質問をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご答弁のほどお願いしたいと思います。

まず、農地の耕作放棄地の管理、どのようにされているのか、耕作放棄地は今どのぐらいあるのか、あわせてお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

農地の耕作放棄地の管理については、国の農地制度により農地法に基づき農業委員会が耕作放棄地実態を把握し、所有者に対して圃場の管理をするよう指導しております。昨年度は9件の苦情があり、現地確認後、文書や訪問により指導を行い、そのうち6件が改善されております。

現在、市内の耕作放棄地面積につきましては、平成22年の農業センサスによりますと769ヘクタールということになってございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 769ヘクタール、これは平成22年と言っていました。21年じゃないですか。22年ですか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 平成22年、2010年農業センサスの結果でございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 平成22年のデータ、今平成27年であります。その当時、22年ですから今から5年前ですよ。そのときに769ヘクタールの耕作放棄地が把握できたということでもあります。この耕作放棄地の実態はそういうものである。現在は5年たっておりますので、もっとふえていると思うわけでもあります。今後の指導についてどうなさるのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 今後の指導についてでございますけれども、耕作放棄地の把握につきましては、平成21年度に農業委員会と市の農政課が合同で全ての農地を調査し、耕作放棄地を把握しております。耕作放棄地につきましては、そのときの調査結果をもとに修正を行い、毎年実態を把握している状況でございます。

指導につきましては、苦情があったものに対し農業委員会で現地調査を行い、所有者または耕作者に除草等の圃場の適切な管理を指導しております。

なお、再生に当たりましては、国の事業などを活用するほか、市独自でも支援を行っております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 国の政策あるいは市独自の支援施策を行っている。先ほども石田議員の質問の中でも同じような回答をいたしております。しかし、今農家の働いている年齢は大変高齢化になってきております。もう70代、あるいは80代、そういう方が今一生懸命農地を耕作している、それらが今現在の実態ではないかと思うわけでもあります。

あと、今5年前のデータであります。あと5年たちます、あるいは10年たちます。そうしたときに今の耕作放棄地の何倍かには必ずなる、そういうふうと考えられます。米が安くなる。つくる物がない。農家で身を立てる、そういう方がなかなか見つからない、そう

いう現状ではないかなというふうに思っております。そういった形の中で指導していくというのは大変な事業だと思います。実際に現場に入って指導してくださいと先ほどもありましたが、それら今後ふえていく耕作放棄地に対する農政課の考えは、今国のものを使ったり、市独自のものでやっていくというような答えでありましたが、もっと踏み込んだものの対策はあるかどうか、考えているかどうか、当市での考えはどうかお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 当市における耕作放棄地対策の考え方についてでございますけれども、耕作放棄地対策は農業農村の振興上重要な課題の一つであると考えておりますので、その原因等をしっかり把握した上で対応を講じていくということになります。

耕作放棄地の発生する原因はやはり作業条件が悪いとか、高齢化による労働力の不足、それから農地を貸したいといっても受け手が不足するなどございます。

農業委員会と連携して実態調査を行っておりますので、こうした耕作放棄地の把握に努め、耕作放棄地の増加を防ぐためには、そうした耕作放棄地を担い手へ貸し付けていく、新規就農者、新たに農業をやろうとする人への貸し付けや現在笠間市農業公社が行っている農地中間管理事業を活用した担い手への集積等を進めてまいります。

また、国の耕作放棄地対策交付金に市独自の上乗せ補助を行いまして、耕作放棄地の再生を支援しますとともに、その再生された農地に市の特産のクリやソバなど、市が指定する作物を作付する場合には、さらに追加支援を行うなど、耕作放棄地の再生に取り組んでおります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） よろしくお願ひしたいと思ひます。なかなか大変なことであると思ひます。今答弁あつたようにうまくいけばいいんですけれども、なかなかそのとおりにはいかないのが現状ではないかというふうに考えるところであります。

次の項目に入らせていただきたいと思ひます。

放棄地の指導及び対応についてお伺ひいたしたいと思ひます。

荒れている土地、先ほど言ひました。それから耕作放棄地、これは農政課の管轄でありますね。耕作放棄地の管理及び指導についての取り組み方について、これをあわせてご回答いただきたいと思ひます。市民が窓口相談に来られる場合は市民生活課の環境課ですね、環境課だと思ひます。このときに窓口での対応、いわゆるワンストップでの対応ができていどうかを含めて、現在の状況、取り組み方についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 荒れている土地や耕作放棄地の管理及び指導の取り組みについてのご質問でございますが、市民の皆様にはワンストップサービスを常に心がけ、窓口で受付した案件は直ちに現地調査及び登記状況調査を行い、宅地、雑種地であれば環境保全課においてすみよい環境条例に基づく行政指導、農地であれば農業委員会へ情報提

供を行い、農地法に基づく行政指導を行うこととして対応しております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そういうことになるのかなというふうに思っているわけですが、先ほど地主への指導については、笠間の条例に従って1回目、2回目、3回目というような形の中で回を重ねて指導していくというお答えがありました。これら再度荒れている土地、耕作放棄地、これは指導の課が違います。しかし、市民目線からすれば荒れている土地は同じであります。そこで地主への指導について再度お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 地主への指導についてのご質問でございますが、先ほどご質問でもお答えしましたとおり、窓口で当該地の場所や現状を聞き取り、受付し、その後ただちに現地調査及び登記状況調査を行い、宅地、雑種地であれば環境保全課において、農地であれば農業委員会へ情報提供を行い、行政指導を行うことで住環境の保全または耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 指導しても、先ほど答弁あったように、7割から8割は改善されるものの、これは耕作放棄地合わせて同じくらいですよね。7割から8割は解決するけれども、2割から3割は解決されない状態のままいるということであります。そこで、笠間での今後の新たな取り組み方についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間市での新たな取り組み方についてのご質問でございますが、今後につきましても、関係部局との連携を密にしながら、空き地対策または耕作放棄地対策に、さまざまな規制により行政指導を行ってまいります。

なお、空き地対策につきましては、すみよい環境条例に基づき、市民の皆様の生命、身体、財産に対し、深刻な影響を及ぼす恐れがある場合は勧告及び命令を行うとともに、命令に違反が認められる場合には、笠間警察署と協議を行いながら罰則の適用も視野に入れていきたいと考えております。

新たな取り組みにつきましては現在のところ考えてございません。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 罰則それから警察とともにそういうことをやっていくということですが、この後道路里親制度について聞く予定ですが、放棄地あるいは耕作放棄地、これらも里親制度的な取り組み方ができるのかどうかお伺いしたいと思います。市街地の近くの放棄地、荒れたままでは火災の恐れもあり、先ほど申し上げました危険もあります。また、市民の方には放棄地が農地であるか、宅地であるかはわかりません。行政側は実態をきちんと把握してそれらを指導していくとのことですが、そこには先ほど来申し上げているとおり、限界があると思うのであります。そこで、放棄地をその

地域の方たちが里親制度みたいに自分たちの地域は自分で守る、あるいは処理する等の里親制度が取れないものかどうか、地主さんを交えて、それにかかる費用は地主さんに費用を負担していただく等の対策は考えられないものかどうかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 空き地に対する里親制度の取り組みについてのご質問でございますが、笠間市では道路里親制度やグリーンパートナー等の制度により、県道、市道または都市公園等の公共スペースを市と協力しながら管理していただいております。

空き地に対する里親制度につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、笠間市すみよい環境条例において所有者の責務を規定しておりますので、個人財産は各個人が管理すべきものと考えておりますので、里親制度の取り組みについての考えは現在ございません。今後につきましても、関係部局との連携を密にしながら、さまざまな規制を活用し、清潔で快適な住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 個人の財産ということでやむを得ないのかなという気もしますが、一考はする必要もあるんじゃないかというふうにも思うわけでありまして。ある地域では、地域の方たちが不在地主あるいは在住する放棄地になっている方に応分の負担をしてその地域の方が管理している、そういう地域も現にございます。だから市が積極的に取り組むことは難しいかもしれないけれども、そういう形で何かをやっていく、そういうこともこれからは必要になるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、個人の財産だからできないという、一概に一蹴するんじゃなくて、そういうことを実施しているところもあるということ念頭に置いて検討していただくようお願い申し上げたいと思います。

次に入りたいと思います。

笠間市道の除草管理についてお伺いいたします。

笠間市の除草については、昨日大貫議員からも質問がございました。現在、笠間市道の除草を一部行っております。実施状況とその基準について、市道の除草作業をどのように実施されているのかお伺いいたします。昨日の大貫議員の質問でも除草問題の質疑があり、全体で26路線で除草を実施されているとのことでありました。笠間地区で16路線、友部地区で6路線、岩間地区で4路線で実施されているとの答弁がございましたが、その基準についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、除草管理についてご説明申し上げます。

現在、笠間市が管理する道路の除草につきましては、幹線道路と一部通学路を含め、26路線で延長が35キロを市内業者に委託し、実施している状況でございます。地区別の内容

といたしましては、笠間地区が16路線、延長19.7キロ、友部地区が6路線、延長6.5キロ、岩間地区が4路線、延長8.8キロの除草を実施しているところでございます。

実施している路線につきましては、幹線道路で車道が2車線で整備されているものが主な路線でございまして、年に1回の除草を基本としておりますが、路線に応じては年に2回実施しているところもございます。

また、これは里親制度の基準でございすけれども、現在お願いしている自治会や老人会、企業などの基準といたしましては、おおむね10名以上の団体を結成していただきまして、おおむね500メートル以上の道路間において年に3回以上の市道の法面または植樹帯の除草や清掃をお願いしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 里親制度、今から聞こうかと思ったんですが、済みません。きのう里親制度の話も出ました。里親制度を利用してそういう管理をしていきたいという答弁がありました。道路里親制度については今部長からあったと思うんですが、それらおおむね10名以上というような形の中で、登録されている団体の数とその効果、年3回以上を清掃してもらうものに実施しているようでございますが、団体数と効果についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在の協定を結んでいる団体でございすけれども、団体数は38団体で、地区別では笠間地区が17団体、友部地区が3団体、岩間地区が18団体となっております。地域の皆様の協力を得まして地元の環境づくりに貢献していただいているところでございます。

また、現在県道の里親に加盟している団体につきましては、笠間地区が1団体、友部地区が1団体、岩間地区が3団体の合計5団体でございす。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 今後のこういう里親制度の取り組み方、それらいい制度だと思うんです。1年に1団体につき3万円の補助ですよね。そういう補助制度があるということですので、今後の里親制度の取り組み方についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 今後の課題でございすけれども、増加していく道路維持管理の経費の削減効果が地域の愛着心により向上を期待されるものでございまして、地域の美化や、また緑化活動など快適な環境づくりに向けて、市民、企業または行政がそれぞれの役割を担いまして、ともに協力し合って取り組むことが重要と考えております。

○議長（藤枝 浩君） ここで暫時休憩します。40分間まで休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時40分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

大関久義君。

○18番（大関久義君） 次の質問に入りたいと思います。

農業委員会の質問をいたしますが、議長の許可を得て、質問の小項目の②番目に笠間市農業委員会の経過措置について伺うというところがありますが、それらのところで、資料の配付を参照していただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

笠間市農業委員会について質問いたします。農業委員会法の改正についてお伺いいたします。笠間市農業委員会の選挙につきましては、来年3月に実施される予定でございましたが、農業委員の公選制廃止となり、実施されないこととなりましたが、今後についてどのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 農業委員会等に関する法律の改正につきましては、農業協同組合法の一部を改正する等の法律が8月28日に参議院本会議で可決成立し、9月4日に公布されました。このことにより改正農業委員会法が平成28年4月1日より施行されることとなります。

主な改正点といたしましては、農業委員の選出方法を公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する選任制に変更されるほか、新たに担い手への農地集積や耕作放棄地の対策などの活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されるものでございます。

この法律改正の公布日以降は農業委員会に関する経過措置により農業委員会の委員の選挙は行われなくなり、ことし農業委員会が行っております農業者に対する農業委員会委員選挙人としての要件の確認作業は行わないこととなります。

笠間市におきましては、この法律が施行されます平成28年4月1日に向けまして、農業委員の任命及び推進委員の委嘱のため、農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例など、関係条例や規則の改正、新たな農業委員の任命等のために必要な準備を行うこととなります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 新たな農業委員の任命のため、必要な準備を行うとのことでしたが、現在の農業委員の任期は3月18日に任期満了になると思います。農業委員の経過措置については、ただいま資料を配付いたしましたとおりであります。この資料の右のページ、13ページの真ん中が笠間市に該当する項目であります。改正法が変わりまして、経過措置については任期がまだある、4月1日以降でも任期がある場合は、そのまま続行して任期満了によって新しい制度に移行する。笠間市は真ん中でありますので、任期満了日、3月18日が任期満了でありますので、3月31日まで任期を延長して、4月1日から新

しい制度になる。

そしてまた、これまでに選挙をやってしまった地域は、要は任期満了日以前に選挙をやってしまったところは残り3年間任期を全うして、それから新しい農業委員に移行するという経過措置であります。この経過措置についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 経過措置につきましては、ただいま議員からご説明があったとおりでございます。笠間市の場合は公布日に在任する農業委員がその任期につきまして3月18日まででございますので、法施行日前日の3月31日まで任期が延長されることとなります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そうですよ、この経過措置、この表のとおりであるということで、3月31日まで任期が延長して任期満了になり、4月1日から新たな制度になる。よって来年の3月に予定されている農業委員会の選挙は実施しない。そして市長が任命する選任制に変更されることとなります。農業委員会法の改正後の農業委員会の組織について、お伺いいたしたいと思います。

農業委員は先ほど申し上げましたとおり、市長が任命して議会が同意する、そういうことに改正されるとのことですが、農業委員あるいはその下部組織であります農地利用的確化が前につくんですが、推進委員を置くようではありますが、それらについてはどのような組織、どのようになっていくのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 改正後の組織につきましては、農業委員の定数は農業委員会の区域内の農業者数や農地面積、その他事情を考慮して、今後政令で定められる基準に従い、条例で定めることとなります。

推進委員の定数も、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めることとなります。推進委員の委嘱は農業委員会が行うこととなります。

農業委員の任命につきましては、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業者が組織する団体、その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集し、これらの者に関する情報を整理・公表し、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないとされております。

また、認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないとともに、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされており、年齢、性別に偏りが生じないように配慮しなければならないものともされております。

次に、推進委員の委嘱につきましては、農業委員会が定めた地域を単位として、農業者

等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をすることになります。委嘱に当たっては推薦及び募集を尊重しなければならないとされております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 認定農業者の話が今出てまいりました。農業委員には認定農業者が農業委員の過半数を占めるようにしなければならないとのことであります。認定農業者の数についてお伺いしたいと思います。地域ごとにどのようなになっているのか、笠間地区、友部地区、岩間地区ごとの農業認定者数をお伺いいたします。また、年齢はどのような構成になっているのかお伺いしたいと思います。平均で結構でございます。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 認定農業者の認定状況ですけれども、市内で現在146形態の認定農業者がおります。笠間地区で42形態、友部地区63、岩間地区41となっております。

年齢構成につきましては、認定農業者及び法人としての認定農業者もおりますので、その代表者の年齢を整理しますと、市内全体で30代未満はおりません。30歳代で4名、40歳代で15名、50代で48名、60代で70名、70歳以上で9名、合わせて146名となっております。平均年齢につきましては、59.5歳となっております。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 認定農業者数は笠間市全体で146ということであります。平均年齢は59歳、そして30代から40代含めておるということであります。認定農業者の方は若い方が多いと思います。農業委員会の活動等については、果たしてそういう方がきちっと受けてくれるのかということも今後視野に入れていかなければならない問題だというふうに思っております。いずれにしましても、認定農業者が過半数を占める、占めなければならないという、そういう法の改正がございました。

そしてその農業委員会が委嘱する推進委員の委嘱につきましては、農業委員会が定めた区域を単位としていくとのことでありますが、区域はどのように決めていくのか。農業委員の定数、それに対して推進委員の数はどのようにされるのか、また、今後の予定についてどのようにされていくのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 推進委員の定数や農業委員会が定める推進委員の活動する区域についてでございますけれども、推進委員の定数は政令で定める基準により条例で定めることとなります。区域につきましては、条例で定めた推進委員の人数により地域内の農業者の数や農地面積、その他の事情を考慮して農業委員会で区域を定めることとなります。

また、今後につきましては、農業委員会で新たに4月1日以降、法が施行されて定めることとなりますが、その準備については年度内に進めていくこととなります。

それと、法改正等に伴います手続的な今後の予定につきましては、ことしの第4回定例

会で国から示されます政省令に基づきまして、農業委員や農地利用最適化推進委員の定数などを定めます関係条例の改正の議案を提出する予定でございます。

条例改正以降につきましては、農業委員の推薦や募集を行いまして、農業委員候補者を整備することとしておりまして、来年3月議会におきまして農業委員候補者について議会の同意をお願いすることになります。4月には推進委員の委嘱と区域割ということになりますので、その準備を年度内に進めるということになります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 今のところ、まだ定数については決まってないということでもありますよね。年度内に決めて、12月、そして3月の議会に上程して決めていくということであろうかと思われまます。新たな農業委員会制度に対応し得る農業委員会体制の確立、農業委員会法の改正に当たり、農業委員の地域の代表制の堅持及び推進委員それぞれの役割分担の明確化などについて、お伺いいたしたいと思ひます。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 地域の代表制の堅持につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に当たり、公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とすることにかんがみ、農業委員会委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表制が堅持されるよう十分配慮し、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員を委嘱することの付帯決議が付議されております。これらを踏まえまして農業委員の選任等を進めてまいります。

次に、役割分担の明確化ですが、農業委員はこれまでの農地法に基づく転用や権利移動の許可審査を行うとともに、新たに担い手への農地集積や耕作放棄地対策等の促進を行うこととされており、農地利用最適化推進委員は農業委員会が定めた区域を単位として、区域内の担い手への農地集積や農地利用調査による耕作放棄地対策等の活動を行うとされております。農業委員会と推進委員の適切な役割分担と連携のもとに、担い手への農地集積や集約化を進め、耕作放棄地の発生防止や解消を効率的・効果的に推進していくということになります。

○議長（藤枝 浩君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

大関久義君の質問を終わります。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

○16番（横倉きん君） 16番日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一般質問を一問一答で行います。

まず初めに、子どもの健やかな成長を保障する環境づくりについて伺います。

最近、大阪や水戸の母子家庭で不幸な事件が相次いでおります。大変心を痛めております。このような事件が繰り返されてはならないと強く思ひます。子どもの健やかな成長を

保証する環境づくりは、子どもにとっても、ひいてはあすの日本、笠間の将来にとっても大変重要な問題です。

そこで伺います。子どもを取り巻く家庭の経済状況について伺います。母子家庭や父子家庭の所得の現状について、どうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

母子家庭・父子家庭の所得の現状についてですけれども、平成26年度におけます笠間市の18未満の子どもがいる児童扶養手当受給者の平均所得につきましては、手当を含めますと179万7,000円が平均所得となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） そうしますと全世帯の平均所得はどのくらいになっているか、全国の平均でも結構ですが、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 厚生労働省が26年度に発表しました国民生活基礎調査によりますと、日本における平均所得は537万2,000円ということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 全国平均が世帯の平均537万円、今母子家庭など世帯の収入が179万ということですね。大変低い状態ですが、このような状態について、どのように市はとらえているのでしょうか。子どもの成長を保障するためには大変厳しい所得ではないかと思うんですが、その辺どのようにとらえているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） ひとり親世帯ということになりますので、就労の条件によってこのような状況になっているものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 就労の状態ということですが、今統計でもいろいろな労働の法制が変わりまして、特に女性の働く職場については、非正規労働とか、子どもが小さいので子どもを預けて仕事するにはフルタイムで働けない、そういういろいろな状況がありまして、所得が低いということだと思んですが、本当にこれでは大変になっていると思うんです。ぜひこういう大変な状況をきちっと受けとめていただきたいと思いますが、その辺の所得の低さについてはどのようにとらえているのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 福祉制度におきましては、所得の階層によりましてさまざまところでいわゆる区別をしておりますので、保育料につきましても所得に応じた負担、ひとり親世帯についてはそれに応じて減免制度を設けるということで対応しております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉きん君） 次に、ひとり親家庭の親は家計のために夜間まで働き続けるというケースが多いと思うんですが、母子家庭の場合ですと特に非正規労働ということで、圧倒的に大変になっていて、複数の仕事を抱えながらやっている。昼間も働きながら、また夕方になったら短時間別な職場で働く。そしてまた、実入りのいい早朝とか深夜、それから土日の仕事に就いたりしているケースもあると思うんですが、子どもの今いろいろな事件があるたびに子どもの貧困対策をしなければということでもいろいろ出ています。そういう点では、母子家庭の児童が扶養手当中心から、経済的支援から就労支援に今はなっていると思うんですが、そういう点では総合的支援への転換がされましたが、笠間市でのこういう検証はされているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） ひとり親家庭に対する総合的な支援の状況につきましては、笠間市子ども・子育て支援事業計画の中で総合的な自立支援に努めるとして自立に向けての支援策を実施しております。現在実施しています事業ですが、母子・父子自立支援員設置と高等技能訓練促進費支給がございます。母子・父子自立支援員設置につきましては、平成22年度より実施しておりますけれども、母子・父子の自立就業への支援を行うもので、平成26年度の実績としましては、就労相談、資格取得を含む生活一般相談延べ45回、養育相談を含む児童相談延べ108回ということで実施しております。

次に、高度技能訓練促進費支給ですけれども、ひとり親家庭における父、母、看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得を目的に、専門学校に就学している間の生活費を補助するもので、平成26年度は4件の利用がございました。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今4件出されましたが、1人当たりどのくらいの支出になっているかと思うんですが、それを一点お聞きしたいと思います。

そしてまた、就労支援というのはいいと思うんですが、外国では就労すれば貧困から抜け出せるというのが世界の流れです。しかし、厚生省の国民生活基礎調査で見ますと、働いても貧困から抜け出せないというのが日本の国です。50%を超えています。そういう点では、やはりもっと母子家庭などの支援が強力に進められないと貧困からは抜け出せない。そしてまた、親と子どもたちの接触する時間が生活を賄うだけの賃金を得るというのは大変なことになっておりますので、子どもは夜でも保護者がいないとか、そういうことが出てきているというところもあると聞いていますので、そういう点では働いても貧困から抜けられない原因、その辺どのように考えて、また対策はどのように取られようとしているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） まず、高等技能訓練促進費につきましては、対象者は月10万円を限度ということで支給しております。

また、就労に対して、働いても自立できないようなという状況について、市はということですが、こちらにつきましてもは労働環境ということの部門になりますので、市単独での施策、何がしかを行うということであれば、福祉部門で言えば、このような就労支援を促進するなり、他の福祉施策を行うということになろうかと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 2014年8月に「子供の貧困対策大綱」が閣議決定されていますが、笠間市での子供の貧困対策はどうなっているか、また、どう進めようとしているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 昨年策定しました子供の貧困対策の大要の一つとしてでもあります生活困窮者自立支援法がことし4月に施行されました。支援制度が始まっておりますが、これは今まで社会保障制度や労働保険制度のセフティーネットが最低限の生活を保証する生活保護制度の間にあったものですが、従来は仕組みから漏れてしまうひとり親を含めた生活困窮者に対しまして、生活保護に至る前の段階で自立を包括的に支援する制度を第二のセフティーネットとして構築するものでございます。

そしてこの支援制度の必須事業であります自立相談支援事業につきましては、市では社会福祉協議会に委託しまして4月から相談支援を実施しております。相談者の抱える課題を把握しまして、分析して、課題に即した支援策を組み合わせまして、支援プランをつくり、ひとり親世帯を含めた相談者に対しまして関係機関の連携による支援を行っております。

また、この支援制度には任意事業として貧困の連鎖の防止に向けた生活困窮者家庭の子供に対する学習支援事業があります。既にこの制度の導入を現在進めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 子供の貧困が生まれ育った環境によって左右されることのないようということで大綱が決められたと思うんです。貧困が世代を超えて連鎖することのないようということ、環境の整備、今回学習支援ということを始められているということで、強くその支援もしていただきたいと思えます。やはり子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すことが非常に大事ではないかと思えます。

次に、この大綱ですが、今学習指導というか、そういう形でやられているのは結構だと思うんですが、なかなか20万以下での生活というのは大変厳しいと思うんです。そういう点では、もう少し経済的な支援、それから住宅手当、借家に入っている人は四、五万かかるんじゃないかと思うんです。公営住宅などに入れるとか、そういう支援、そして持ち家の方にも支援ができるような制度が大綱の中でも経済的支援、住宅支援を取り上げられていると思うんですが、そういう点について検討されたいと思えますが、どの

ようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 具体的に住宅支援ということで事例が出されておりますけれども、従来でもひとり親世帯の方については、県営住宅、市営住宅についてはそういう優先的なものになっているかと思っておりますので、全国的な意味で言えば、供給が足りないということがあるのかもしれませんが、笠間の中でそれが現実的に需要と供給の関係でどのようなことになっているか、担当部署でないのではっきりしたことはわかりませんが、現在笠間市では県営住宅を含め、そういう対応が図られているんだろうということで認識しております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 県営住宅など優先的に入れるということですが、実際、空いていなければなかなか入れないということが出てきていると思うんです。そういう点でのこれからのやはり入れない方についての住宅支援も検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君、質問以外のことなので、かえてください。

○16番（横倉きん君） はい。これは住宅支援ということで、大綱の中でありますので、そういう点では含まれるかなということで伺いました。

ひとり親の子に、いろいろ経済的な困窮で親子の時間が奪われている、子どもが寂しい、そういった中で深夜ふらついたり、いろいろな事件に巻き込まれたりしている事例がここ出ていますが、そういうひとり親の子に対して勉強以外の目的でも気軽に立ち寄れる居場所の整備が必要ではないかと思っておりますが、その見解を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） まず、ひとり親世帯の方が深夜子どもと生活できないということで、実際には笠間市では現状につきまして、児童扶養手当を受給している世帯の就労状況、収入の状況は確認はしておりますけれども、就労の状況、何時まで働いてという状況につきましては、調査票に記入要件がありませんので、把握できませんので、お答えできないですけれども、全国的なもので言えば、これも厚生労働省が23年度に、古いものになってしまいますけれども、先ほど出ました全国母子世帯等調査の中では、午後8時までに帰宅する母親が75%、父親は65%、深夜・早朝帰宅するというのは全体で3.2%、父が4.5%というふうな調査結果があります。これが笠間市にどの程度該当するのかということでは残念ながら統計調査がございませんのでお答えできませんけれども、全国的な流れで言うと現状のような数字になっているということでございます。

勉強以外での子どもということですが、ひとり親世帯を含めまして、先ほど申し上げました生活困窮者への対応の中で、子どもがいる世帯への支援を行う中で家庭環境の改善が図られまして、家庭が子どもにとって最も大切な居場所となるよう対策を講じて

まいりたいと、そうすることが一番大切なことだと思いますので、そういう事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ぜひ今おっしゃられたように、やはり家庭が一番安心して暮らせる場所に取り組んでいただけるということで、ぜひ力を注いでいただきたいと思います。

次に、いじめ・不登校・学級崩壊対策について伺います。

いじめや不登校、学級崩壊は今どう状況になっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ただいまの16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

まず、いじめに関する実態でございますが、本年度1学期のいじめの認知件数の状況は、小学校では24件、中学校では38件でございます。これらの件につきましては、迅速に取り組みまして多くを解消するに至っております。

次に、不登校の実態でございますが、30日以上欠席者は小学校で2名、中学校で45名です。

学級崩壊につきましては、現在のところございません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 学級崩壊はないとおっしゃられたんですが、今いじめ、不登校の件数をお聞きしましたが、その中で背景には何があると認識されているのか伺います。一つは授業がわからないとか、授業についていけない、そういうこともあるでしょうし、いろいろな要因があると思いますが、そういう拝啓どのようにとらえているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） いじめの背景のご質問でございますが、いじめの子どもたちに話を聞きましたところ、冷やかしゃからかい、それから悪口や嫌なことを言われる。それから軽くぶつかったり、遊ぶふりをしてたたかれたり、あるいは蹴られたりするなどということが多く報告されているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） いじめは絶対なくなるということはないと思うんです。やはりいじめがあっても修復できない、そういういじめになってはなりませんので、やっぱりいじめは早いうちに防ぐことが大事かと思うんです。いじめられた方、殴られた方は痛いわけですし、いじめを防ぐには人の痛みがわかる、そういう心を育てることが非常に大事ではないかと思うんです。暴力をなくして話し合いによって解決する教育を実践することが必要であると思いますが、学校の中でどのように取り組まれているのか、あるいは準備されているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） いじめに対応でございますが、やはりいじめは絶対あってはいけないものであり、重大な人権問題であるにとらえております。そしていじめをゼロ、これを目指しているところでございますが、しかし、いじめは起こり得るものであるという認識が大切かというふうに思っておりますし、先生方もそのようにとらえて日々子どもたちと接しております。今認知件数ということにいじめはなっております。できるだけアンケートを取ったり、教育相談をしたり、スクールカウンセラー等も活用しながら早めに発見し、早期解決を図るというふうに取り組んでおります。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今教育長がおっしゃられたように、これは人権の問題ですし、ゼロを目指してということで、ぜひそのようにこれからもやっていただきたいと思います。

今スクールカウンセラーということが出ましたが、笠間市では配置されているのかどうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ただいまのスクールカウンセラーについてのご質問にお答えいたします。スクールカウンセラーについては、全校一人一人配置という形ではありませんけれども、一人でカバーしたりしまして、どの学校にも顔を出すようにしておりますので、そういう意味では全校配置したような形になっているというふうに認識しております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今全校を見てということですが、何人いるのか、お一人なのか、その辺も伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 市全体で4名配置されております。この4名がいろいろな学校に行くようにしまして、全部の学校に行って対応しております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 次の項目に移りたいと思います。

休み明けに子どもの自殺が集中しているということが統計でもはっきりしています。休み明けの自殺防止対策、いじめや子どものSOSの受けとめ体制はどうなっているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 自殺の予防対策、それから子どものSOSの受けとめ方という

ご質問にお答えしたいと思います。

初めに、自殺予防対策でございますが、笠間市では自殺予防教育指導マニュアル『かがやき』というものをつくっております。それを小学校から中学校までの9年間で各学年抜けのないように道徳教育、学級活動等で活用しまして、自分をかけがえのない存在として自覚し、しなやかに生きる人間の育成を目指しております。

また、先ほど議員さんがおっしゃったように、休み明けに多発する自殺者、この対策としましては、7月から8月にかけての校長研修会で話をしたり、学警連、学校と警察の連絡協議会というのもございます。また、いじめ防止対策委員会などもありまして、それらで各学校が組織的に対応できる、そういう体制づくり、そして児童生徒への見守りを強化するよう要請したところでございまして、それで今2学期を迎えているところでございます。

子どものSOSの受けとめについてでございますが、具体的な取り組みとしましては、定期的なアンケート、教育相談の実施、連絡帳、生活ノートの活用など、子どもの気持ちやささいな兆候を察することができるような丁寧な対応をしております。特に、いじめが疑われる情報があった場合につきましては、特定の教職員が抱え込まないで組織で速やかに対応するようにして、機会あるごとに指導しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） なかなか、自殺の兆候を早く見つけるというか、それというのはなかなか大変かと思いますが、組織的に小さなことでも見つけていくということが大事かと思うんです。そして一人じゃなくて、集団で対応していくことが大事だと思います。

休み明けに多いということが原因としては、いじめがあって、またということとか、授業がついていなくて、そういうことが大きな負担になってそういうことが起きているのかなと思いますが、そういう点での学習指導とか、宿題なんかもあってそれが負担だったりということもあるかもしれませんが、そういう学習習熟度指導とか、放課後の授業の遅れとか、そういうことについての、夏休みとか、そういう点での補習などについて、どのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 学習指導の状況ということでよろしいでしょうか。まず、放課後ですけれども、なかなか今放課後が使えない状況にあります。例えば笠間小学校などスクールバス等の時間がございますので、それにあわせてすぐ帰さなくちゃならないというようなこともありまして、なかなか放課後に児童生徒を残して学習するというのは難しい状況があります。中学校は部活動がございまして、そういう点でもなかなか難しいところですが、ただ、やっぱり学習が遅れている子どもについては、学力向上について大事なところですので、それぞれ各学校で工夫して時間を取りながら、休み時間等を活用したりし

ながら対応しているところです。

また、長期の休みにつきましては、家庭にお子さんを帰すのが基本でございまして、各家庭で長い夏休みにできること、そういうことを夏休みの長い期間を有効に活用してやってもらおうというのがまず基本であります。ただ、学力向上というような意味合いにおいて、5年生、6年生と、中学生の方にも入ってきたんですけれども、学習指導を夏休みの期間やるというような県の取り組みなどもございまして、そういうことをやってはおります。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） なかなかこれも長期の休みの中で家庭でできるところはいいんですが、できないところもあるという現実があると思うんですが、これはすぐにはできませんけれども、いろいろな形で工夫をしながらぜひ子どもたちの学力向上のために力を尽くしていただきたいと思います。

次に移ります。

子どもの生きる力をはぐくむ学校図書の充実について伺います。

全ての子どもがあらゆる機会の場所において、子どもたちが自主的に読書活動ができるよう積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないと、子どもの読書活動推進に関する法律でもなっています。そこで読書の充実をどのように図っているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 通告では蔵書の充実となっているんですけれども。

○16番（横倉きん君） ごめんなさい、蔵書。蔵書の充実をどのように図っているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 園部君。

○教育次長（園部孝男君） 市ではこれまで毎年学校図書購入予算を計上しております。特に平成19年から平成23年にかけてまして、国の新学校図書館図書整備5カ年計画というのがございまして、これに基づきまして重点的に予算配分をして、図書整備の充実を図った経緯がございまして、これによりまして、学校図書管理、整備する基準というのがあるんですけれども、図書標準というんですけれども、それを達成した学校が小学校で11校中10校、中学校で6校中2校が100%以上達成しております。ただ、達成してない学校ございましてけれども、今後とも達成できるよう努力してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 小学校では11校中10校、中学校6校中2校ということで、中学校の方はまだまだ低いんじゃないかと思うんです。そういう中では、常に子どもの読書活動の推進というのは本当に小さいうちから子どもが読書によって生きる力をはぐくむということに大きな力があるわけですので、やはり子どもの身近に本があるということが読書活動の基礎的な条件ではないかと思うんですが、そういう認識があると思うんですが、ぜ

ひその辺で、中学校中6校中2校が達成してないということで、それも含めて今後の取り組みはどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 確かに達成してない学校もございますけれども、予算の関係もございます、なかなか難しい面もございますが、それらの学校につきましては市立図書館と連携を図りまして、現在図書館にある図書資料、それらを十分活用して達成しているような状況にもっていきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 本を読むということは、中学生になると部活やなんかも入ってなかなか時間が少ないと思うんですが、やはり身近にないとなかなか読めないというのが事実ではないでしょうか。これからも予算も含めて、未来を担う子どもたちですので、ぜひここにもお金をきちっとかけていただきたいと思います。要望です、それは。

次、読書意欲をどのようにはぐくみ、増進させているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 児童生徒の学力向上と心の教育の充実を図るため、施策の一つといたしまして、読書活動を積極的に推進しておるところでございます。具体的には、読書タイムの設定、保護者等の協力による読み聞かせ等の実施授業のほか、県事業でございます「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を積極的に取り組んでおりまして、朝の自習時間や国語科の授業及び家庭学習において積極的に読書を勧めております。一定の基準を達成した児童生徒や学校を表彰するなどして、読書意欲の喚起、読書活動の推進・充実に努めておるところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 次に移りますが、学校図書司書の配置はこの読書推進にも大いに威力を発揮するものではないかと思いますが、学校図書司書の配置はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 学校図書館には学校司書また司書教諭という、区別があるんですけれども、笠間市の現状についてご説明申し上げます。現在、学校司書は配置されておりませんが、学校図書館法で学級数が12学級以上の学校には司書教諭を置くこととなっております。笠間市においては、現在学級数にかかわらず、全ての学校に司書教諭を配置しておりますので、今後とも司書教諭を中心に学校図書館の運営、読書活動の推進に当たってまいりたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 学校図書司書専任はいないけれども、教員がなっているということではありますが、今先生方の状況って物すごくお忙しいということで、図書館の活動と

して専任で子どもたちに本の紹介とか、いろいろな子どもの興味にあわせたアドバイスを
するというのができてないんじゃないかと思うんですよね。やはり学校図書司書というの
は子どもたちの読書活動を進める上では非常に大事で欠かせないものではないかと思うん
です。これから子どもたちですから、世界に羽ばたくとって英語教育でも何でもそうい
うことも取り組んでいる中ですので、ぜひこれから学校図書司書の専任の配置を検討すべ
きではないかと思いますが、これからの検討課題としてどのようにお考えか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 専任の司書教諭ということでございますけれども、司書を専
任で配置するに当たりましては、現在学級数に応じて教職員の定数というのが定められお
ります。専任で配置するには、定数に加えて、加配というんですけれども、配置しなけれ
ばなりませんので、現在の限られた人数の中で、定数の中で配置することは困難だと思
います。また、市の独自の予算で配置するというのも困難でございますので、これまでど
おり、専任ではございませんけれども、司書教諭を中心に学校図書館の運営、読書活動を
推進してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） この学校図書の活動の推進ということで国でも進めて、年度は
終わりましたけれども、やはりこういう国がやっているわけですので、人員の配置やなん
かも県とか国に配置できるようにぜひ要請していただきたいと思います。

次に移ります。

予算確保の状況はどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど述べましたけれども、図書整備5カ年計画で平成19年
から23年で4,600万円図書購入費を使っております。それで先ほどのように充実してまい
ったわけですが、計画期間終了後でございますけれども、平成24年度が343万円、25
年度が335万円、平成26年度で223万円の図書予算を、決算額でございますけれども、図書
を購入しております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ぜひ予算を取っていただいて、これからも図書の充実に努めて
いただきたいと思ってこの項については終わりにさせていただきます。

次に、デマンドタクシー利用の拡充について伺います。

デマンドタクシーは市民の足として利用されて、市民の生活の中にも今不可欠な、欠か
せない交通手段として歓迎され、定着しております。そこでデマンドタクシー利用の拡充
について伺います。

土曜運行が試行されておりますが、現状とその評価についてどのようになっているか伺
います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 土曜日運行試験の状況と評価についてでございますが、初めに、土曜日試験運行の状況についてでございますが、昨年度末に開催いたしました市民代表や交通事業者、市議会議長等で構成される笠間市地域公共交通会議での合意形成を経て、本年6月6日土曜日より試験運行を開始いたしました。8月末までに12日間、12回の試験運行を実施しており、利用者総数は1,393人でございます。1日当たりの平均利用者数は約116人となっており、利用目的といたしましては通院や買い物となっているところでございます。

次に、土曜日運行試験の評価でございますが、昨年度の1日当たりの平均利用者数204.6人と比較いたしますと、約半数程度116人となっている状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 試行運行ということで平日の半分ちょっとということですが、土曜日の運行というのは大変利用された方には喜ばれていると思うんです。今病院でもそうです。土曜、日曜なんかでも家族に送ってもらえる状況というのは平日と余り変わらない、そういう状況でありますので、ぜひこれを続けていただきたいと思いますが、これはいつまでの試行で、本実施という考えはあるのかどうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 今後の計画ということでよろしいでしょうか。

今の試験運行の評価については、11月まで実施いたしまして、試験運行としては3月いっぱいまで行います。11月までの結果をもとに評価いたしまして、新年度予算で組み入れるかどうか判断し、新年度に向けて進めるかどうかを判断したい、そういうことでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今まで土日はできないというあれがありましたので、まだ土曜やっているというのがわからない人もいるのかなっていうふうには思うんですが、ぜひ土曜もやっていますという広報なりPRをしていただいて、今使っている人がすごくいいということですので、ぜひこれも続けていただきたいと思います。

そして次、日曜・祝日運行の拡大を求めたいと思うんですが、今高齢化になっていまして、団地なんかでも車が運転免許証を返上という方がどんどんふえてきています。そういう中で、イベントやなんか土日多いわけですね。高齢者はだんだん車もできなくなるので、外に出られない、引きこもり、そういう点では認知症なんかにもなりやすくなりますので、土曜祝日の運行を拡大を求めたい、そういう希望がありますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 日曜祝日の運行拡大を求めるということでございますが、

現在試験運行で評価等を行っております。そういう中で、日曜祝日の運行拡大についてでございますが、まず、土曜日の年間運行経費、予算ベースで約1,500万円となっております。また、平日及び土曜日の主な利用目的が通院となっている中で、日曜日、祝日につきましては、県立中央病院を初め、開業医のほとんどが休診となっており、当番医による救急診療のみとなっております。さらに、昨年度実施いたしました利用者を対象としたアンケート調査では、日曜日の外出ニーズは、平日、土曜日に比べ、低い結果となっており、極端に利用者が少なくなることが想定されるところでございます。限られた財源の中で今後もデマンドタクシーかさまの運行を持続していくためには、利便性向上に資する制度設計とこれに必要な運行経費のバランスを見ながら、総合的に判断し、制度見直しを行っていくことが必要であると考えております。よって、現在のところ、日曜日、祝日も運行するといったことは考えておりません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ありがとうございます。次、デマンドタクシーの利用というのは、基本的には笠間市民ということになっております。しかし、看病とか介護のために東京から友部に来るとか、笠間に来るとか、そういう場合に基本的には使っていないというふうに認識されていると思うんです。しかし、東京から電車で来て、買い物なんかにしても、このデマンドタクシーを使えたら、また病院に連れていくとにも一緒に乗れたらということ、笠間市民以外の方でもそういう介護支援などで使う場合には利用拡大をぜひしてもらいたいという、そういう声がありますが、ぜひこういう支援に来た場合のデマンド活用できるようにしていただきたいと思うんですが、その辺の考えを伺います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 介護支援などで来た笠間市民以外の方でも利用できるような利用拡大を求めるということでございます。ご質問にございます市外に居住する方でも市内に居住する方の介護支援等を目的とした介助者としてご利用いただく場合に限り、その利用は現在認めております。現在利用者数は23名の方が市外から訪れ、介護をしているということでございます。そういうことで柔軟な対応をしているというところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 23名利用しているということで、私が聞いた方はそういうのがわからなかった。私もそれはわからなかったんです。ぜひPRを、こういうことができますよという。そうしたらすごく助かると思うので、その辺PRに努めていただきたいと思っております。

次に移ります。

2回の乗りかえでは非常に時間がかかる。エリアの拡大で乗りかえ回数を減らす必要があるのではないかと思います。そのお考え伺います。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 2回の乗りかえでは非常に時間がかかる。エリア拡大で乗りかえ回数を減らす必要があるのではないかとのご質問でございますが、2回の乗りかえでは非常に時間がかかるため、エリアの拡大などの方策により乗りかえ回数を減らす必要があるのではないかとのご質問でございますが、現状として既にエリアを越えて移動していただく場合に生じる乗りかえにつきましては、市といたしましてもデマンドタクシーかさまの運行上、課題の一つであると認識しております。そのため昨年度末に開催いたしました笠間市地域公共交通会議におきましても、エリアの拡大につきまして議論を進めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ぜひ乗りかえ回数が減らすことができるように希望いたします、次に移ります。

高齢者が安心して生活が送れる介護の充実について伺います。

介護従事者の待遇改善ということで伺います。介護職員の処遇改善を図る一方で、介護報酬の引き上げが行われました。介護従事者の待遇改善の実態はどうなったか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 国の介護保険制度の改正によりまして、平成27年度から介護報酬が改定され、処遇改善加算が強化されました。今回の改正を適用できる市内の介護事業者75事業所のうち、実際に加算を請求する計画がある事業所は66でございます。処遇改善加算による賃金の改善は各事業者が基本給、手当、賞与などのうちで特定の項目を改善するというで行いまして、毎月の給与を加算するとか、一時金で対応するかということとは事業者が柔軟に対応するということになっております。

賃金の改善効果につきましては、加算請求している事業者の中で地域密着型サービス事業所、また特別養護老人ホームで介護従事者1人当たり月額2万円から3万5,000円、平均しますと2万円台半ばの金額が改善される見込みの事業所が多くなっている状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 加算を申請できない所も9事業者あるということで、介護従事者というか、処遇改善は本当に大事ではないかと思えます。引き続き、介護従事者の待遇改善が図れるように取り組んでというか、勧奨していただきたいと思えます。

次に移りますが、介護従事者の定着率が低いのが今世間でもいわれております。勤務実態に見合った待遇になっていないというのが一般的な見方ではないかと思えますが、どのような見解をお持ちか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 勤務実施に見合った待遇ではないというのは報酬の面での指摘だとは思いますが、厚生労働省の平成26年雇用動向調査によりますと、全産業

の離職率というのは15.5%となっております。産業別で見ますと、医療福祉は15.7%、ほぼ平均並みということですが、この中で一番多い事業では宿泊業、飲食サービス業の31.4%から順次いまして4番目の数字となっております。決して特出した数字ではないということでございます。

また、介護労働者の離職についてですけれども、広域財団法人介護労働安定センターが実施しました平成26年度の介護労働実態調査によりますと、直前の介護の仕事を辞めた理由という中で、1番目に職場の人間関係に問題があったが26.6%で、2番目が個人や事業所の理念や運営のあり方に不満があった、個人の中の考え方で22.7%で、収入が少なかったというのは同じように4番目の18.3%となっております。決して、定着率、離職率というんでしょうか、単に賃金が低いということは一概に言えないものだとは思っております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 私は厚生労働省の賃金構造統計調査の中での全産業での離職というか、平均勤続年数ということで、全産業ですと平均11.8年、福祉施設介護士だと5.5年、ヘルパーですと5.6年です。これで一番介護についていわれているのが賃金が低い、仕事が忙しすぎる、体力が続かないというのがこの厚生労働省の賃金でも出ていたわけなので、まだまだ聞いてみると賃金が低かったり、そういう条件、待遇には改善する必要があるのではないかと。これは介護試算が計上されないと、次の問題にも移りますが、高齢者がこれからふえていくわけですが、そういう人手不足に陥ってしまうのではないかと。そういう点で次の問題に、時間がありませんので移らせていただきます。

高齢者の将来推計人口はどうなっているか。また、独居または高齢者だけの世帯数はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 高齢者の将来推計人口につきましては、横倉議員にも昨年度策定委員として参画いただきました高齢者福祉計画第6期の介護保険事業計画の中でも試算しております。今年度から平成29年まで3年間の推計では、笠間市の総人口が減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成29年には総人口7万7,316人のうち高齢者人口が2万2,774人となり、高齢化率は29.5%となる見込みでございます。

次に、独居等の高齢者世帯ですけれども、今年度実施しました民生委員の社会調査によりますと、市内のひとり暮らしの高齢者は1,922人、高齢者のみの世帯は2,171世帯ということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今高齢者人口独居と高齢者だけの世帯ということでお伺いしました。それについては、健康で長生きすればいいんですが、やはり年とともに体は動かなくなります。介護従事者の確保は本当に欠かせない、そういう点でのその確保についての予測と準備について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 介護従事者の人材確保などの施策につきましては、その大枠については都道府県が行うことと法律で定められております。ことし3月に県で策定しました第6期茨城高齢者プラン21におきまして、県全体の事業数と供給数を推計しております。平成37年度におきましては、需要が5万3,182人、供給は4万2,668人と推計しております。県全体で1万514人が不足するものと見込まれております。

こうした状況の解消のための方策として、県の計画の中では、就業支援、相談窓口機能の強化、介護職員の処遇改善のさらなる取り組み、人材確保に係る事業者の主体的な創意工夫による取り組みの必要性などを示しているところです。

市では、市内の介護従事者の安定確保と定着を図るために、専門職の質の向上と就業支援のために介護職員のネットワークの構築に進めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 時間もありませんので、飛ばして最後の問題に移ります。

今預金ゼロ世帯が3割にもなっています。介護保険料は払っていながら必要な介護を受けられない、そういう状況があります。保険料や利用料の減免制度の拡充がどうしても必要ではないかと思いますが、この点で伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 貯金ゼロ世帯3割ということで議員がおっしゃっておりますけれども、この数字は国の金融広報中央委員会が公表した数字だと思いますけれども、2人以上の世帯の中で、運用のためまたは将来に備える金融資産を持っていない世帯の割合ということで、貯金がなく日常生活にも支障を来している世帯が3割というわけではございません。介護保険料は所得に応じた負担となっております。第一段階に該当する方は基準額の50%としております。今年度はさらに国の所得者負担割合の軽減強化ということで5%軽減しまして、基準額の45%ということになっております。介護サービスを利用した際にはその利用に応じた自己負担が発生しますが、負担が高額になった場合には限度額を超えた分を給付する制度、また、所得が低い方が施設サービスを利用した場合に、食費や居住費を給付する制度によりまして、前年度には約3億1,000万円の軽減負担を図っております。保険料、利用料ともに、今後も現行の軽減制度を適正に運用してまいりますので、減免制度の拡充は考えておりません。

○16番（横倉きん君） 時間ですので、以上で終わります。

○議長（藤枝 浩君） 以上で横倉きん君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は16日午前10時から開催しますので、時間厳守の上ご参集願います。
本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 橋 本 良 一

署 名 議 員 石 田 安 夫